

○議事日程 (平成二十四年六月二十八日第二日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 諸般の報告
- 日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

○欠席議員

なし

- 一 番 岩永義仁
- 二 番 長澤龍夫
- 三 番 大橋三男
- 四 番 三田正敏
- 五 番 吉田太郎
- 六 番 早崎百合子
- 七 番 野村永一
- 八 番 田中敏弘
- 九 番 松永民夫
- 十 番 皆川雅子
- 十一 番 中村辰夫
- 十二 番 岩瀬進
- 十三 番 水谷久美子

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	西脇正博
教育長	野村浩太郎
総務部長兼 総務課長	安藤淳一
総務部参事兼 総務部企画政策課長	問山孝通
総務部税務課長	田中信行
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	伊藤公一
住民福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	高木久之
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
産業建設課長	川地豊己
農林振興課長	川地豊己
産業建設課長	加藤敏博
産業建設課長	伊藤博文
水道建設部長	西脇和信
会計管理者兼 会計課長	伊藤幸
教育委員会事務局長兼 スポーツ振興課長	香川満
教育委員会 教育総務課長	佐藤昌子

教育委員会 藤田実芳
生涯学習課長
消防長 小林恒夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 山中秀樹
議会議務局書記 野村孝子
議会議務局書記 稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

定刻になりましたので、平成二十四年第二回養老町議会定例会を再開いたします。再開に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも一緒にお願いいたします。前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

なお、携帯電話につきましては、電源を切っていたかどうか、マナーモードにしていたかどうかのようにお願いいたします。

本日の会議は全員の出席であります。

ただいまから平成二十四年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十条の規定によって、十一番 中村辰夫君、十二番 岩瀬進君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、十番 皆川雅子君。

○十番(皆川雅子君) 議長の許可を得ましたので、通告に従い、三点について質問させていただきます。

一点目は、養老改元一三〇〇年祭開催の広報と道路網整備、また住環境整備についてお尋ねをいたしたいと存じます。

第五次総合計画(絆プラン)、「誇りと愛着が持てる絆を大切にすまちなち養老」、多くの夢と希望が網羅されたプランでございます。中でも、養老改元一三〇〇年祭を目標とされる事業、課題は今後の町民協働意識とその高揚が最も重要であると思っております。本年はプレイベント初年度であり、事業のペースを整える重要な年であると思ひ、大枠についてお伺いをいたします。

その中の一点目ですが、養老公園を中心とする道路網の整備と住環境整備についてのお考えをお伺いいたします。

全国からお客様をお迎えできる環境につきましては、園路に歩道もない箇所があり、車と歩行者を考えますと、安全性は確保で

きていない状況ではないかと思えます。この集客の目標なんです
が、それもしおわかりであればお伺いしたいと思います。それ
によって道路環境は随分違ってくると思えます。それから、養老
公園入り口となります南濃・関ヶ原線歩道の設置と拡幅につつま
しては、県・町行政の御尽力と町民の御協力により進められてお
ります。なお一層の進めをお願いしたいところでございます。

養老改元一三〇〇年祭を目標とし、地域発展のため、課題解決
にと、誠意ある対応をされる地域の方にお会いするたびに、一三
〇〇年祭成功への思いの強さを痛感いたしております。

養老公園周辺地域の住環境につきましては、側溝整備が整って
おらず、水洗化も不能であり、早急な対応が必要です。養
老公園を中心とする対応についてお伺いいたしたいと存じます。

二つ目、広報活動についてでございます。

インターネットにおける広報と今後の方向性につきましては、
養老の魅力、歴史・文化を世界に発信できるように民間の力、また
やる気を収集していけるよう強く願うものであります。特に若者
の手がけている企画、提案を一三〇〇年祭事業化できるような体
制ができればと思えます。どのようにお考えでしょうか。

次に、学校教育における意識の高揚、特に養老小学校で行って
おりますオペレッタ「養老物語」を卒業記念公演にとどめること
なく、町内外に発信してはと存じます。その取り組みについて
お考えをお伺いいたします。

三点目ですが、養老町各種団体における事業参画への意識啓発
についてお考えをお伺いいたします。

次に二つ目の質問でございますが、小水力発電導入についてで
ございます。

電力使用削減が叫ばれる中、電力削減の影響を受けることなく

十分な事業計画推進のため、小水力発電クリーンエネルギー導入
可能な特区申請と可能性についてお伺いいたします。特に全会場
付近の防犯灯、あるいは電飾関係についてお伺いいたします。

岐阜県は、国に特区申請いたしました。認定されませんでした。
しかし、二十三、二十四、二十五年度と、農業用水を活用し
た小水力発電施設モデル事業として実施しております。揖斐川町
上野に行って見てまいりましたが、電牧線を組み合わせた防犯さ
くは、有害鳥獣対策として取り入れておりました。美濃加茂市も
行ってまいりましたが、防犯灯、特に災害時における利用を目指
し、設置をしておりました。災害時における携帯電話の充電等が
できるコンセントも取りつけてあり、二十四時間対応できるとし
ておりました。

一三〇〇年祭を目的として、県のモデル事業参入を提案もでき
る事業と思えます。また、一三〇〇年事業成功のための特区構想
を総務省へ働きかけていただきたいと思います。お考えをお伺
いたします。

次に、三点目です。

仮称ですが、子供・子育て会議の設置について。

国は、子ども・子育て新システム検討会議をもとに法案の骨子
をまとめ、今国会に法案を提出しております。

本年五月三十一日現在、養老町の総人口三万二千百三十五人、
年少人口は一二・八%であります。平成七年度一八%、平成十二
年度、これは国調なんです。一五・九%、平成十七年一三・
七%と減少の一途をたどっており、平成七年と現在とは五・二%
の減であります。そして、千六百七十一名もの減少となっております。
生産人口も、平成十年度六七・二%をピークに、現在は六
三%まで減少しております。まちづくりの重要課題であると思

ます。潜在ニーズも含めた地域での子供・子育てに係るニーズを把握可能な対策として、(仮称)子供・子育て会議の設置を提案いたしたいと存じます。今後の方策についてお伺いいたしたいと思ひます。

以上、三点を質問内容とさせていただきます。

○議長(松永民夫君) 大橋町長、答弁。

○町長(大橋 孝君) 皆川議員の御質問にお答えいたします。

まず第一点目の一三〇〇年祭についてでございますが、三件ございましたけれども、その中の二と三について先に御説明を申し上げたいと思ひます。

広報活動等についての御質問でございますが、養老町では今から五年後の西暦二〇一七年に養老改元一三〇〇年という記念すべき年を迎えます。本町ではこの機会を好機ととらえ、現在、一つ目には養老公園を中心とする養老山ろく及びその周辺一帯、養老の郷エリアの構想を持っております。二つ目に養老改元一三〇〇年に関連する事業でございます。それから三つ目に、「親孝行の心」まちづくり再構築事業、さらにはこれらの事業を啓発するための広報・広聴活動事業を基本方針に掲げる「養老改元一三〇〇年プロジェクト」新生養老まちづくり事業を進めていこうとしているところでございます。そして、このプロジェクトを推進する一環として、養老町の貴重な歴史や地域資源を有効に活用した新しいまちづくりビジョンを策定、推進するため、各種団体や民間企業、学識経験者、公募委員、県・町議会議員、町・県関係者らで構成する新生養老まちづくり推進会議を六月十三日に立ち上げたところでございます。ことし一年をかけて町内外の皆さんからさまざまな意見やアイデアを取りまとめ、構想策定に向けた協議を重ねてまいります。

また、この推進会議の中には四つの専門委員会を置き、それぞれ具体的な協議を行っていくこととしております。そして、その中には新生養老まちづくり事業の周知を図るため、広報委員会を設置いたしました。この委員会では、同事業の効果的な広報活動の検討、住民等との協働による普及啓発活動の実施、本町に関係する企業や地域への協力要請など、今後の広報活動計画を策定していきたいと考えております。

なお、本年度は十一月十六日より十八日まで養老公園などでプレイベントを開催する予定でございますが、その内容が確定次第、町の広報誌はもちろん、町のホームページやＣＣネット等で周知を図っていきたいと考えております。また、今後についてはフェイスブックやツイッターの活用などを含め、前述した新生養老まちづくり推進会議の広報委員会において、その方向性や方法等を模索していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、来年三月までには新生養老まちづくり事業の全体構想がまとまりますので、その時点でまた報告をさせていただきます。

次に、各種団体における事業参画への意識啓発ということでございますけれども、先ほど述べたとおり、「養老改元一三〇〇年プロジェクト」新生養老まちづくり事業については、その構想策定と推進を図る推進会議を今月立ち上げたばかりでありますし、この推進会議のメンバーには設置要綱に掲げる各種団体の代表のほか、民間企業や公募委員もうちあがっております。町では、一般の推進会議を受けて、現在、公募委員の募集を行っております。町のホームページでは既に掲載済みであり、町の広報紙やＣＣネットでは七月から周知していく予定であります。

町では、前述した新しいまちづくり構想策定に当たり、町内外

からのさまざまな意見や提案を求めており、養老町を愛し、このまちづくりに参画を希望する団体や個人、企業（事業所）は、この推進会議の専門委員会委員に応募していただきたいと考えております。そして、皆で知恵を出し合い、協議を重ね、養老町の活性化につながるまちづくり構想を策定したいと思っております。

また、養老改元一三〇〇年祭については、今までのような行政主導ではなく、町民との協働によるイベントの開催を目指しており、本祭以外に町内の各地域や団体、学校などのほか、町民有志で実行委員会等を立ち上げ、自由な発想でのイベント開催に結びつけばと思っております。そして、その点に関しまして、今後推進会議の下の専門委員会での方向性を検討していきたいと考えており、町内の各種団体が積極的にこの事業へ参画できるような体制づくりに努めてまいり所存でございます。

戻りまして、一番における道路整備、住環境整備等についての御質問でございますけれども、養老改元一三〇〇年祭に向けての道路網の整備といたしましては、従前より県道大垣・養老公園線バイパスの整備のおくれにより、二〇一七年の完成が見込めない状況でございます。そのため、代替として県道南濃・関ヶ原線を主要道路と考え、柏尾新田交差点から石畑交差点までの拡幅整備を進めております。

また、養老公園内の園路については県管理の施設ですので、一三〇〇年祭に向けての抜本的な改良整備は困難と考えられますので、維持管理上の補修等について、推進会議のメンバーに県職等も入っていただいておりますので、御協力をお願いしていきたいと考えております。

また、公園付近の住環境整備の中で、街路灯の設置については平成二十二年度、二十三年度で通学路の街路灯設置という事業で

新設されております。公園付近の排水路の対策としましては、抜本的な幹線排水路の整備が困難なため、排水路としての機能を併用した道路側溝の整備を平成二十年度から県・町と協力して行っております。

オペレッタ「養老物語」という御質問がございましたが、養老小学校では、ふるさと養老について総合的な学習の時間を使い学習しております。小学校三年生から四年間で、先人の知恵、自然の恵み、お年寄りを大切にするまちづくりについて学び、学習のまとめをオペレッタ「養老物語」として発表しております。毎年、六年生になる発表に向け、脚本づくりから始め、その年独自、自分たちの内容を盛り込みます。広報活動にオペレッタ「養老物語」を使用されることはやぶさかではありませんが、養老小学校で演じているものはその年により異なりますので、養老町版オペレッタ「養老物語」として、市民劇団のような組織をつくり、上演することも考えられるかと存じます。

二番目の、小水力発電導入についての御質問でございます。小水力発電は、農業用水や溪流等を利用する小規模の発電で、未利用の水資源を活用するものであり、将来的には大きな可能性を秘めた次世代エネルギーと考えております。

国は、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画において、エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進するとしており、CO₂削減、地球温暖化防止の機運の高まりや、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響から、新たなエネルギーとして農業水利施設を活用した小水力発電施設への期待が高まっていることを踏まえ、自然循環による再生可能エネルギーの有効活用のため、小水力発電施設設備による発電を積極的に推進しているところでございます。

昨年度、岐阜県において、農業水利施設を活用した小水力発電可能地調査が実施され、県内の市町村、土地改良区からの聞き取りや農村振興GISより八百カ所の候補地がリストアップされ、現実的に発電可能な地区三十三カ所が可能地として調査報告がされました。

その中の一つに、本町に係る牧田川用水土地改良区が管理する牧田川左岸幹線用水路での小水力発電可能地、これは大垣市上石津町内でございますけれども、ここが上げられております。調査報告によりますと、現地での工事費に約一千九百万円の費用を要することや、発電量は一日六キロワット程度であることなど、補助事業による施行を計画するためには、農業用施設への電力利用や発電量等の条件もあり、補助による施行メニューは極めて少なく、事業の採算性や関係土地改良区との調整など、十分な検討が必要であると考えております。

なお、県の単独事業である小水力発電導入促進事業の活用につきましては、水利権の問題や設置場所も含め、今後よく調査・研究をしてまいります。

また、特区の申請につきましては、小水力発電設備の設置に際し、河川法に基づく発電水利権の許可手続に伴う河川流況調査、下流利水者の同意など、多くの時間と経費を要することから、この手続の簡素化が図れるなどのメリットはありますが、昨年九月に岐阜県が次世代エネルギー振興特区として農業用水を活用した小水力発電の整備も盛り込んだ地域活性化総合特区の申請を国にされたところ、特区としての指定がなされなかったことから推察すると、指定のハードルはかなり高いのではないかと考えております。

また、公園内において小水力発電を利用してはという御質問も

あったかと思えますけれども、公園内にある水路も、水利権の問題もあり、地元理解と養老の郷づくりの中で特区の申請を考えておりまして、その中で考えていきたいと思っております。

三点目の御質問でございます。

子供・子育て会議の設置についてということに対する答えでございますけれども、現在行われております第百八十回通常国会において、消費税増税を柱とする社会保障の一体改革関連法案として、すべての子供の良質な成育環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全体で支援することを目的にした子ども・子育て新システム関連三法案（子ども・子育て支援法案、総合子ども園法案、関係法律の関係整備法案）が提出され、民主・自民・公明三党による協議を経て、見送られることになった総合子ども園法案を除く修正案が衆議院本会議で可決されたところでございます。子ども・子育て支援法案には、法律により権限に属された事項の処理及び内閣総理大臣の諮問に応じた重要事項を調査審議するための内閣府に子ども・子育て会議を置くことが明記されております。

議員提案の子ども・子育て会議の設置につきましては、新システム検討会議の中で地方版子ども・子育て会議の必要性が位置づけられていたことから、修正法案において認定こども園、幼稚園、保育所及び特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画等事務処理をするため、条例の定めるところにより審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとする法案の中で定められておりますので、今国会で法案が可決成立し、条例を制定できる環境が整った段階で進めてまいりたいと考えております。

今後の方策につきましては、現在、行政経営改革プランの重点取り組み項目として少子化への対応促進を掲げ、専門部会及びワ

ーキンググループにおいて具体的な取り組みを検討しております。結婚や子供を持つことに関する意識が多様化する中で、非常に難しい問題ではありますが、早期に具現化できるよう進めていきたいと存じます。また、平成二十三年三月に策定いたしました次世代育成支援後期行動計画の進捗状況を把握し、評価するとともに、施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、皆川議員の質問の回答とさせていただきます。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいま順を追って御答弁いただきました。

まず園路につきましては、県の土地が入っていることで非常に難しいというお話がございましたが、これも養老町の一三〇〇年祭を実施するに当たり、非常に集客の数から見て厳しいということとで、それを一つの課題として県に働きかけていただきたいと思います。県のほうも、そういった状況がわかった上で、なおかつノーであるならば、それは町民を無視したことであり、また一三〇〇年祭にかけて町民の思いを酌み取らない県の姿勢になると思います。そういった面で、この一三〇〇年祭に向けてワンチャンスだと思えますので、どうか今までもこの園路につきましては、いろんな問題・課題がございまして、解決しないまま現在まで至っているように聞き及んでおります。今回、それをもっと強く打ち出して、そして県のほうとも連絡をとりながら、善処していただけるようにぜひお願いいたします。

これはなぜかといいますと、集客が本来に見込まれてどんどんバスが来る。そういったときに、県の土地だからここは歩道ができませんでは通らないと思います。やはり園路に歩道は当然のこととでありますし、安全性から考えても、これは町が発信して、そ

して県と何回も打ち合わせをしながら、ぜひ実現に持っていたきたいと、このように強くお願いいたします。

それから次ですが、側溝工事が整っているということでございまして、あと百五十メートルほどの側溝工事が残っているわけですが、そこからの下の問題なんです。今言っていました園路の部分で、この側溝が非常に細くて水があふれ出るということとで、これも整備が、県との土地のこととということで進んでおりません。これも一緒の方向性で、ぜひ側溝整備が整っていくようにお願いしたいと思います。これができれば、さっきの園路の歩道も整っていくんではないかと思えますので、ぜひこれはワンセットにして進めていただけるといいかなと、このように思いますので、ぜひこれは強力的にお願いしたいと思います。

それからただいま申し上げましたが、交通渋滞を視野に入れた安全の確保、その対応について二点目はお伺いしたいと思います。水洗化不能でありという点は、県の今の道路のこともございしますので、それは今後の課題といたしまして、交通渋滞は避けられない現実であります。町民の皆様からも、そういう声をちらほら聞いております。一三〇〇年祭はいいけれども、バスがどんどん来たときに、ただでさえ渋滞する南関線、そして養老周辺、公園周辺、これを考えると集客をしようとしたつてできるのという声も聞いております。私も実際そのように思います。交通渋滞を視野に入れた安全確保とその対応については、どうかこのプレイベントを初年度からしっかりと考えていただきたいと思います。そうしなければ、途中までの事業が進んで、途中から交通渋滞を視野に入れて集客を云々というようなことになっては残念なこととでございますので、プレイベント初年度から交通渋滞を視野に入れた養老公園周辺をお考えいただきたいと思います。

次に、広報活動についてでございますが、今もちよつとありました。フェイスブックを利用してという町長の御答弁でございました。

現在、ヨロスト、養老町の若返りと活性化を目指すまちおこし番組、毎週木曜日八時から九時までの一時間、エンターテイメント番組が配信されております。初回は五月三十日から高田祭からでありましたが、毎回見ておりますが、非常に親しみやすく、楽しみながら見ております。

これも、聞きますと全面ボランティアで、庶民の中から生まれ出たという広報活動でございますが、こういうすばらしいものが出てきて、町ホームページ、それからCCネットからの発信による今後の広報活動について、お考えをお伺いしたいと思います。これは、お互いに単独でやるのではなくて、何かどこかでリンクできないかと。町のホームページもどんどんと変わっております。特に教育関係、それから現在の清流国体へのきめ細かな報道は感心して見ておりますが、ほかの部分はまだまだかなというふうにもっと知りたいことが表に出てないというものが多くございます。これからは一三〇〇年祭に対してのそういったきめ細かなホームページが掲載されていくと期待しておりますが、CCネット、それからホームページ、そして今の「ヨロスト」、ああいったものがとも一つでお互いにリンクしながら発信できないかと、このように思います。今後の広報活動について、お考えを伺いたいと思います。

次に、学校のほうは今市民劇団というお話がございました。これは実現していただきたいと思えます。

各種団体の事業参画でございますが、これは各種団体がやりたかと思っております。なかなか行政に届かないという声もあります。

こういうふうという提案をしても、なかなかそうだねというふうに受けとめてもらえない、そういうこともよく伺いますが、行政はいわゆる補助金、そういったものを頭に置きながら聞けない部分があるのは無理からぬことだと思いますが、いろんな面で行政が後押ししていける体制をとっていく用意がありますかということをお伺いしたいと思います。

小水力発電ですが、今千何百万云々というお話がございましたが、これは非常に高額な金額のことをおっしゃったと思います。私が見に行つてまいりましたのは、県は百万円の助成金を出しております。揖斐川町では百二十万のうち百万を助成いただいて、二十万であとはやったということでございます。そういった小さな水力発電もございましたので、そういうこともよくこれから研究していただきまして、ぜひお願いしたいと思います。

それから、谷汲のLEDを使った水車を使った発電を見てまいりました。非常に風流なものでございました。ああいうのを養老町の一三〇〇年祭の折にも使つただければ本当に雰囲気が上がってくるのではないかなと思つたので、これを御提案させていただきます。これからもそういった面で県の事業もやると言っておりますので、ぜひ研究を重ねていただければありがたいと、このように思います。

それから、三点目の子育てでございますが、今、子供が健やかに育ち、安心して子育てできるまち、養老町次世代支援後期行動計画が二十二年三月に策定されました。基本計画、行動計画が策定されており、計画の推進については次世代育成対策地域協議会において毎年定期的に計画の進捗状況を把握し、評価するものとともに、具体的施策の推進について必要事項を協議しますとあります。福祉、保健、教育の町内関係部署が相互に連携して施策を

推進していきますとありますが、二十三年度地域協議会開催内容についてお伺いしたいと思います。

それから、本国会においては、新システムは、市町村計画については先ほどお話がございましたように、二十七年四月から、二十八年四月からの施行となつていようでございます。としますと、二十五年度に基本指針が示され、二十六年中につくる方向と伺っております。子供・子育て会議の設置につきましては、今後速やかに移行できるように、次世代育成支援対策地域協議会の充実を図っていただいて、そしてその充実の中で検討し、評価し、そして掌握されたものを速やかに設置する子供・子育て会議のほうへ移行できるようにと御提案申し上げますが、お考えをお伺いいたします。

以上の再質問とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えいたします。

園路の歩道であったり、交通渋滞、交通の安全のあり方、また広報活動等御質問が一三〇〇年祭に関してございましたが、ただいまも答弁させていただきましたように、推進会議の中で各部門がございます。当然御心配をいただいている各種問題については検討をなされるものだと思いますけれども、本プレイベントに間に合うように、その点は十分にスピード感を持って話し合い、結論を出していきたいというふうに考えております。

それから、各種団体等が申し入れる一三〇〇年祭に対する事業の申し出でございますけれども、この点につきましても協働のまちづくりということを前面に出しておりますので、推進会議の中で、どのような形で取り上げていくかの結論を早急に出させていただきますたいというふうに思います。

それから、小水力の問題でございますけれども、やはり費用対効果という面を考えますと、規模が小さくても大きくても、その効果というものの疑問な点もございます。ただ、エネルギー問題全体を考えたとときに、実証実験のような形ででもやってみる価値があるかなというふうに思いますので、この点については考えさせていただきますというふうに思います。

子育て後期行動計画についてでございますけれども、この点につきましても努力義務ということにもなつてございますので、早いうちに各条件を整えて実施していきたいというふうに考えております。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいまお聞きしたかったのは、次世代育成支援地域協議会なんです、それが二十三年度にどのような会議を開かれたのか、内容をお伺いしたいと思います。その内容をお聞きしたいと思いますし、それから広報の内容もちよつと飛んでいたように思いますが、これからの課題ということで、また直接お伺いしたいと思います。ただ、その地域協議会のことだけお伺いいたします。

それから、六月二十四日、奈良を訪問させていただきました。平城遷都千三百年を担当された奈良市役所の職員の説明を受けましたが、非常に丁寧で熱心で、これ以上の丁寧さはないなというように皆さんに説明を受けました。これはチームワークの大切さ、それから人材の育成、市民の意識の高揚に努められ大仕事をなし遂げられた奈良市、また奈良県内における来場者は二百四十万人というふうにお聞きしました。本当に驚きました。目標の一・七倍だと伺いました。その成功の足跡が今も完全に地域に根づい

ておりました。養老改元一三〇〇年祭も、このように地域に根づいたものになればと、そのように思い、戻ってまいりましたが、やはり養老改元一三〇〇年祭を成功に導くため、今回、大成功をおさめられた奈良市役所、あるいは奈良の関係との交流を今後参考にされたいかがなものかと思いますが、その考えをお伺いします。

その二点をお伺いし、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えいたします。

この一三〇〇年祭事業でございますけれども、これは養老町の新しいまちづくりを変える絶好の機会であるというふうにとらえて、皆さん方にも御説明を申し上げているわけでございますけれども、奈良の遷都一三〇〇年祭、規模は何分の一になるのか、何十分の一になるのかはわかりませんが、それぞれが町の住民、それから行政、各団体等の意識を結集して新しいまちづくりのために取り組んでいきたいというふうに思います。そのためには、現在発足いたしました推進会議の中でしっかりとその面を強調して取り組んでいきます。県にもさまざまな問題がございます。それも御理解をいただいているというふうに感じておりますので、今後のまちづくりをしていきたいというふうに思います。

それから、少し先ほどの質問の中で落としました広報活動についてでございます。

今の時代、やはりネットの力も非常に大きいとは思いますが、まだまだ全般的に普及、また使用される方々に限定されませんので、ＣＣネット等、目で見える媒体、それから紙の媒体等も通じて広報をしていきたい。先ほど「ヨロスト」の話を申されま

したけれども、彼ら若い人たちの結集でございまして、地域活性化のために真剣に取り組んでおります。そういった若い方たちがどんどん出てくることを期待しますし、また出てこられるような施策に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 日比住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長（日比重喜君） ただいまの皆川議員の質問にお答えいたします。

二十三年度の実績でございますが、開催はまことに申しわけございません、実施いたしておりますが、二十三年度末から進捗状況につきまして、現在把握している状況でございまして、今後各課からその状況が集まり次第、評価、そして施策の推進に向けての手續に入っております。こんなふうに考えております。

そして、充実等につきましては、当協議会が担う次世代といいますか、育成支援におきましての今後の推進に当たってのそうした所掌をきちっと進めるように、充実に努めるよう、これから努力したいと存じます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 以上で、十番 皆川雅子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） ただいま議長のお許しを得ましたので、二点について一般質問させていただきます。

まず一点目でございます。養老改元一三〇〇年祭についてでございます。

現在、養老町の一番の関心の高いのはこのイベントでございます。先ほど皆川議員が質問されましたので、質問のなかったとこ

ろで、少しでも私なりにお願いしたいと思えます。

まず、養老改元一三〇〇年祭を五年後に控え、ことしの十一月十六日から十八日に開催されますプレイベントの関係でございませす。既に半年を切っております。そのような中で、開催場所や時間等、産業祭と合併して実施するという事は聞いておりますが、先ほど六月十三日に新たに新設された推進会議の中で、内容等については広報等で通知するというお話もありましたが、せめて内容の中で、開催規模、県内へのお願いをするのか、西濃管内にお願いするのか、町内だけで実施するのか、まず規模について。また、業者の関係でございませす、出展内容については業者の方にもお願いするのか、それとも西濃の方、町内の業者にもお願いするのか、また予想観客動員の話もありましたけど、人数等については、全く集客人数等もお聞きしておりませせん。そういうような中で、少しでもどのような流れで実施されるのか、その辺お願いしたいと思えます。

また、この会場内となる養老公園の駐車場、狭いというより全くないのと同様だと思えます。そのような中、養老公園の活用や養老鉄道とタイアップ、また最寄りの駅、また臨時駐車場からのシャトルバスの運行などをどのように考えられているのか、その辺についてもお願いしませす。また、次、五年後の本番一三〇〇年祭であります、それについては今の推進会議で十分検討していただいで立派にやっていただきたいと思えます。内容等については、また広報で通知するという事でございませすので、よろしくお願ひしませす。

また、二点目でございませす、災害時の緊急速報についてでございませす。

東日本大震災からはや一年と三カ月が過ぎませす。役場の女性

職員が命をかけて「津波です、高台に避難してください」と何度も繰り返すあの言葉が私の脳裏から、いまだに忘れることができません。そのような中で、養老町では津波の心配はませすないと思ひませす、地震による家屋の倒壊、大雨による河川のはんらんや堤防の決壊など、その被災は十分考えられます。

そこで、養老町において、災害時の緊急速報についてお尋ねしたいと思ひませす。

養老町内では、各地の火の見やぐらに取りつけられてひる拡声器からさまざまな放送がなされております。養老町は伊吹おろしの風が大変強く、その放送が途切れたり、肝心な箇所が全く聞ひこえない状況にありませす。また、室内では窓を閉め切つてひませすと全く聞ひこえないのが現状です。

そこで、次の点についてお聞きしたいと思ひませす。

現在、養老町では気象情報や地震情報、避難に役立つ情報などを事前に配信登録を行つた住民にメールで配信するサービス、養老町安心・安全メールに四百名ほど登録されてひると聞いております。また、ある新聞では、災害時の緊急メールへの加入は県内加入者十五市町村のみと大きく取り上げられました。避難勧告などの避難速報をエリア内に携帯電話加入者に自動的に配信する大手携帯電話会社三社の緊急メールについて、県内でこのサービスに加入してひる自治体が十五市町村、三五%にとどまつてひるという事です。総務省の東海総合通信局によりませすと、既に愛知、三重、静岡の自治体の加入率は七七%から八三%であり、津波の心配のひないせいひか、岐阜県の加入率が大変低く思ひませす。また、当町も加入してひられませせん。そこで、現在の安心・安全メールの実施についてでございませす、今後の考えをお聞きしたいと思ひませす。

続いて、二十四年度より、今年度ですけれど、実施される防災ラジオ整備計画についてであります。

内容については、ふだん使用しているラジオが災害時には緊急速報ラジオに切りかわり、住民に周知する防災ラジオについてでございます。二十四年度、今年度では五百台、一台について二千二百円、十月から大体十一月ごろに住民からの申し込みで販売するということ聞いております。実際のところ、五百台で足りるのでしょうか。町内世帯数は、現在一万二百四十四戸あり、独居老人のみの世帯もあります。このような状況の中で、防災ラジオの購入を希望し、申し込みされた数が五百台を大幅に上回った場合、追加販売は考えられているのか。

以上、養老改元一三〇〇年祭についてと、災害時の緊急速報メールについてお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えいたします。

第一点目、改元一三〇〇年祭をどのようにという中のプレイベントの具体的な内容はということでございますけれども、先ほどの皆川議員からの御質問に対する回答でも述べさせていただきましたけれども、二〇一七年を目標年次とする「養老改元一三〇〇年プロジェクト」新生養老まちづくり事業の構想を作成するため、新生養老まちづくり推進会議を六月十三日に立ち上げたところでございます。この会議では、ことし一年をかけて同構想を策定していく予定でございますけれども、推進会議の下の特設委員会では養老改元一三〇〇年祭のイベント内容のほか、今後五年間、毎年開催するプレイベントの方向性や内容等についてもより具体的な協議を重ねていくつもりでございます。

なお、本年度のプレイベントについては、昨年までの養老産業

フェスティバルと比較して、開催時期や開催場所など、あらゆる面で条件が変わってきており、現在では最善の方策を検討している段階でございます。このため、本年度に限っては、十一月十六日に町民会館で養老改元に係る式典や記念講演を、十七日土曜日から十八日日曜日には養老公園の芝生広場を中心に、従来のふるさと養老秋まつりをベースに、産業フェスティバルの特性をあわせ持ったような催しにしたいと考えております。基本的には、出店・出演者については町内業者を主に考えており、養老公園という場所柄、町内だけでなく、県内外の人を対象に養老改元一三〇〇年祭を広くPRしたいと思っております。

なお、予想観客動員数は、前年を若干上回る人出を期待しております。

また、プレイベント当日は、養老鉄道お薦めハイキング大会や養老鉄道百景表彰式も予定しておりますが、そのほかにも養老鉄道を利用して会場に訪れた人には特典を与えるなど、養老鉄道とのタイアップや活動を検討していただき、少しでも交通渋滞の減少につなげていけるようにしたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、二〇一七年の本祭に向けて、ことしのプレイベントが正式なキックオフになるものと考えますので、ことしのプレイベントの実施状況を踏まえ、反省点や改善点などを検証していき、次年度につなげていきたいと考えております。

二点目の、五年後の本祭について、どのように成功させるかという御質問でございます。

養老改元一三〇〇年祭につきましては、長澤議員も御指摘のとおり、プレイベントの規模とは違う催しを想定しております。本来、プレイベントは本祭開催のPRと、本祭開催への住民等の機運の高揚を図ることが目的であり、本祭の趣旨とは異なるものと

考えます。また、会場も養老公園のみに終わらず、養老の郷エリア全体をステージとした祭りにしたいと考えております。

先ほどから申し述べたとおり、二〇一七年を目標年次とする「養老改元一三〇〇年プロジェクト」新生養老まちづくり事業については、その構想と推進を図る推進会議を今月立ち上げたばかりであり、具体的な内容について協議する専門委員会は来月以降に開催を予定しております。今後は、一年をかけて本祭に向けての計画を策定してまいりますので、いましばらく御猶予をいただきたいと存じます。そして、来年三月までには全体構想がまとまる予定ですので、その時点でまた報告をさせていただきたいと考えております。

二点目の、災害時の緊急速報ということについてでございますけれども、緊急速報メールの加入についての考えはという御質問でございます。

緊急速報メールは、サービスに加入した自治体が携帯電話会社の専用ホームページで情報を入力すると、エリア内にいるすべての人の携帯電話に無料で自動配信されるものでございます。議員の言われますとおり、五月において県内でのサービスに加入している自治体は十五市町村で、全体の三五%にとどまっております。本町におきましても、これまでこのサービスに加入していませんでしたが、大手携帯電話会社三社、NTTドコモ、au、ソフトバンクでございますけれども、今月手続を済ませましたので、七月十日開始予定でございますけれども、緊急速報メール配信が可能となります。

なお、平成二十三年五月一日より安心・安全メール配信サービスがスタートしておりますが、こちらは登録された方のみへの配信サービスであり、エリア以外にお見えの方にも防災情報を配信

するサービスでございます。

防災ラジオ整備事業の追加の考えはということでございますけれども、町の防災行政無線の聞きづらい部分を補うために個別の受信機である防災ラジオを今年度五百台購入いたしました。この防災ラジオの特徴は、防災行政無線が流れると自動受信をすること、通常のラジオを聞いていても強制的に防災無線に切りかわること、停電時には自動的に乾電池でバックアップするという利点が上げられます。五月九日に防災行政ラジオ、これ一台八千九百二十五円でございますけれども、四百四十六万二千五百円、それから聞きづらい方のためへの室内用アンテナでございますけれども、千八百九十円で五十個、九万四千五百円、計四百五十五万七千円で、名古屋市中区のリズム時計工業株式会社名古屋支店と物品供給契約を締結いたしました。しかしながら、現在多くの市町から予約が殺到している状態で、納品が十月下旬の予定であります。

なお、防災ラジオ購入希望者には一台当たり二千二百円で販売を予定しており、受信感度の悪い世帯には室内用アンテナを五百円で販売予定をしております。現物のラジオをお渡しできるのは十一月以降になりますけれども、八月ごろより予約受け付けを開始したいと考えております。今年度は五百台分の予算計上をいたしましたけれども、予約受け付けの状況等を見まして、今後追加販売の検討をさせていただきたいと考えております。

以上で質問の回答とさせていただきます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 養老町には、孝子伝説で全国的に知られている養老の滝があります。ほかに、歴史の中で貴重な史跡や文

化があります。この一三〇〇年祭は、全国からたくさんの方が養老町に足を運んでくださる絶好の機会ですので、私たちの養老町を全国に発信していただきたいと思えます。

私は日吉小校区であります。日吉区におきましては、九百年から二千年前よりあります象鼻山古墳群、象鼻山太鼓、また室原地区では室原文楽があります。各地区においてもこうした文化や史跡が多くありますので、会場内においての公演やパネル等の展示、史跡の地図、場所、公演時間等を明記したパンフレットなどを作成するなどの考えはございますでしょうか。

また、一三〇〇年祭であり、一三〇〇年イベントとして「一三〇〇円イベント」を実施していただければと思います。例えばレギュラーガソリンがリッター百三十四円とか五円とあります。町内のガソリンスタンドでリッター千三百円の専用プリカを販売するとか、出店会場では野菜かごに一盛り千三百円で販売するとか、養老町においてもおいしい肉で有名ですので、養老町の精肉業者に依頼し、グラム千五百円のお肉を千三百円で提供するとか、そして養老町は県内外にも焼肉街道として有名でございます。焼き肉店の千三百円セットを販売するなど、できる限りの商品や単価をあらゆる商業ベース機関とタイアップして、新聞等を通じ千三百円にするなど、いろいろな考えがございますが、その辺のところをできればと思えます。

また、開催会場となる養老公園内には楽市楽座があります。出店においては、既にもうずっと以前から出店されております。ほかの業者が入りますと、重複ということも考えられますが、その辺のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきますと思います。

先ほど長澤議員から御提案のありました養老象鼻山太鼓や室原文楽などの地域の歴史や伝統文化、郷土の偉人など、町内には隠れた原石が豊富にあるものと考えております。この新生養老まちづくり事業は養老町全体のまちづくり事業でございますので、本祭ではこれらの公演や紹介、PR等に町民のふるさとを愛する心を醸成していくことも一つの手法かと考えております。大いにアピールをしていきたいというふうに考えております。

また、イベント時の出店者と楽市楽座養老との兼ね合いの件でございませうけれども、従来の産業フェスティバル開催時でも出店内容が重複する場合がありますけれども、同会場でのイベントは体育館の開催にとどまりますので、双方の出店者の御理解を得られるものと確信をしております。

いずれにしても、養老改元一三〇〇年祭を開催するに当たっては、行政だけの力では何もできません。町議会議員各位の御理解はもちろん、養老町民や養老町を応援していただける皆さんの御協力があつて成り立つものと考えております。今後とも、本事業に対して温かい御支援をいただきたいと思います。

以上で返答させていただきます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 最後になります。これは国体が岐阜県内で開催されます。養老町では、軟式野球、サッカーが会場となり、全国から来町されます。

しかしながら、大変残念なことに、会場周辺での不法投棄などが目立ちます。養老町には、養老町美しいまちづくり条例も施行されております。条例の第十条では指導及び助言、十一条では勸告、命令、公表、十二条では美しいまちづくり推進員の設置とあ

ります。現在、土地所有者に雑草の繁茂防止の勧告書の実施ぐら
いしかされてないのが現状ではないでしょうか。

先週、農業委員会の研修におきまして、大津市の真野佐川町の
遊休農地対策に取り組まれたお話を聞いてまいりました。十年も
耕作を放置されると、木や雑草は伸び放題、また家電やタイヤが
不法投棄されるなど、非常な悪影響を及ぼします。そこで、各地
の推進員を置き、毎回協議会を実施され、不法投棄などのないま
ちづくりを、養老改元一三〇〇年祭に向け一層推進する必要はな
いでしょうか。養老町においてこの一三〇〇年祭のイベントを全
国に発信し、養老町にあらゆる大きな富が得られるようにお願い
したいと思います。

災害時の緊急速報については、住民に早期の段階で正確に広く
徹底して周知し、安全な場所にいち早く避難していただくのが災
害を最小限にとどめる手段だと考えます。先ほど追加補正も検討
していただけるということを聞いて、ありがたく思います。また、
一台八千九百二十五円、九千円のが二千二百円だと、本当に
住民にとってはありがたいことだと思います。行政としても、か
けがえない住民の命を守ることを第一に考えていただく責任と
義務がありますので、重ねてお願いしまして、私からの一般質問
を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 答弁要りますか。

○二番（長澤龍夫君） 要りません。

○議長（松永民夫君） 以上で、二番 長澤龍夫君の一般質問を終
わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十時五十五分からいたします。傍聴席の皆さんは、湯
茶の用意がさせていただきますので、御利用ください。

（午前十時三十八分 休憩）

（午前十時五十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通
告に従い、防犯灯・街路灯についてと、オンデマンドバスについ
ての二点について質問させていただきます。

一点目、防犯灯・街路灯の設置及び維持管理についてお伺い
いたします。

三・一一東日本大震災によりさまざまな課題が山積している中、
国会でも議論を重ねているのが原子力発電所の廃止、再稼働の問
題であり、電力不足への対応が喫緊の課題となっております。

平成二十三年度を初年度とする養老町第五次総合計画が策定さ
れております。町税等を預かり、住民福祉のためのみ、その税金
を活用するという本来の地方公共団体の役割を再認識し、さまざま
な手法により、行政、経費の節減、効率化を取り組んでおられ
ます。省エネルギー、省資源型機器への切りかえ、購入の推進を
目指しています。養老町地球温暖化対策実行計画などの町の関連
計画との整合性を図りながら、ワーキンググループ等で光熱費、
消耗品費との使用状況など、現状調査を行っておられます。そし
て、オフィス活動における経費節減に結びつための具体的な取
り組み計画を策定されております。資源エネルギー等の削減目標
を設定することや、適切な単位で推進担当者を設置することなど
を検討し、全庁的に計画を推進する方策となっております。

そこで、今回は防犯灯・街路灯の二点に重点を置き、お尋ねを

いたしたいと思います。

防犯灯は、街路に設置されている街路灯の一種で、道路照明灯より反射範囲が狭いようであります。防犯灯は一個当たりの値段が安く、電気代が安いために、いろいろな場所に設置されております。また、新たに柱を立てず、電柱を利用して設置するなど、工事費が安いのも特徴であり、住宅地などの比較的狭く、交通量の少ない道路に多く設置されております。また、防犯灯とは、夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場合や、防犯上不安のある場合に設置される電灯のことで、設置場所の状況に応じて電柱に共架したものや、専用の柱を立て、取りつけを行うタイプのものもあります。

市町村が設置、維持管理をすべて行うもの、市町村が設置し、自治会・町内会によって維持管理されるもの、設置、維持管理のすべてを自治会・町内会が行うものなど、設置と維持管理の方法はおのおのの各市町によりさまざまな形態があります。自治会・町内会が設置や維持を行っている場合は、市町村が費用の一部を補助している場合が多いようです。

行政経営改革プラン重点取り組み項目の省エネ等経費の節減推進計画、養老町の防犯灯と街路灯の設置及び維持管理主体は、建設課が街路照明灯四基、住民人権課が防犯街路灯三百四十八基です。教育総務課が防犯街路灯百四十二基、平成二十九年度からは維持管理は地区、電気代は町が負担することになっております。各地区の地域負担で設置する防犯街路灯は二千四百六基です。建設課、住民人権課、教育総務課、各地区の電気料は建設課で支払っております。平成二十一年度は電気代が一千七十五万円、二十二年度は一千五十五万円、二十三年度は一千六百三十三万円です。町の電気代が非常に多額になっております。国道・県道設置の街路

照明灯や商工会が設置管理の防犯街路灯もあります。

そこで、次の点について町長にお尋ねいたします。

初めに、おのおの設置した電灯についての点検、設置場所の見直し等を定期的の実施されていますか。また、専門業者に依頼しておられますか。

次に、国民生活センターの調査によりますと、LED電球は水銀灯、蛍光灯より価格がやや高目ですが、低消費電力で長寿命、小型で発熱が少ない、紫外線を出さない、虫が寄りにくいなど、多くの長所があります。LEDは、同じ明るさの白熱電球と比べて消費電力が約五分の一から十分の一程度、寿命は約四十倍程度だそうです。町内の防犯灯・街路灯をLED電球に取りかえる予定はありますか。

以上、節電は国の重要課題としますので、具体的に回答をいただきたいと思っております。

続きまして、二点目、オンデマンドバス運行についてお伺いをいたします。

平成五年四月一日、運行開始された公共施設巡回バス、ゲンちゃん号二台、四路線で運行してきましたが、行政経営改革プラン、交通形態の見直しにより、地域格差の解消、交通弱者の救済を目的にオンデマンドバスを運行し、町全体の活性化及び交通手段の利便性の向上を目指す事業が計画されています。

そこで、次の事項について町長の御見解を求めたいと思っております。喫緊の課題ですので、明確な御答弁をお願いします。

初めに、第一回オンデマンド購入推進委員会が平成二十四年三月十九日に開催され、オンデマンドバスの概要とバス停の編成について推進委員会で検討されました。現在の進捗状況と、次回はいつ開催されますか。また、地域公共交通会議の設置や法的協議

会の設置はいつごろになりますか。さらに運行の方法として、直営か、経費を考え民間委託等、運行方法もどのように検討される予定ですか。

二点目、平成二十四年五月末現在、人口三万二千百三十五人、六十五歳以上七千七百六十七人、高齢化率二四・二%であります。高齢者を中心に、生活の足として利用予約するバス停と時間が予約センターのオペレーターに的確に電話連絡できるでしょうか。また、その時間予約に利用者が乗車場所に来ておられない場合は、どのように対応されますか。

三点目、現在のバス停、公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」の場合は八十六カ所でありましたが、オンデマンドバスの場合には約二百カ所まで停留所の増設が予定されております。店舗、病院、医院前、教育施設、その他公共施設前、また既存のバス停のほか各地域からの要望があるバス停などの設置はどのようにお考えですか。また、六月十五日現在、申請は何カ所出ていますか。

四点目、公共施設巡回バスゲンちゃん号の利用者数から推定した場合、オンデマンドバスの利用登録者はどのくらいの人数になると考えておられますか。

五点目、公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」は、平成二十四年十一月をもって運行を廃止されます。その後、平成二十五年四月まではオンデマンドバスの試行運転が実施されます。その結果を推進委員会等で検討され、平成二十五年五月からの本運行を目指しています。そこで、有料化と考えておられますが、利用料金はどうのように設定される御予定ですか。また、高齢者や交通弱者の利用料金はどのように検討される御予定ですか。さらに、店舗、病院、医院、公共施設以外のバス停設置の料金体系は、現在どのようにお考えですか。新たに行政経営改革プランの展開と推進に

意欲を燃やしておられます町長から、具体的に前向きな御回答をくださることを期待しておりますので、御答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上を一般質問内容といたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをいたします。

まず第一点目、防犯灯・街路灯についての御質問でございます。一点目の、点検、設置場所の見直しが定期的に行われているのか、また専門業者に依頼をしているのかという問いでございますけれども、一般的には防犯灯・街路灯の設置、維持管理とも地元で行っていただいております。点検や設置見直しは定期的に行われているのは把握しておりません。既設の防犯灯・街路灯が古くなつて建てかえる場合の費用についても地元地区の負担となります。

また、養老町通学路防犯灯設置事業補助金交付要綱に基づき、区が設置した防犯灯についても町教育委員会から補助金は交付しておりますけれども、点検等維持については関与をいたしておりません。平成二十二、二十三年度に町教育委員会で設置した通学路防犯灯についても期限つきで管理は行いますが、定期点検を行う予定は現在ございません。電球等取りかえについては電気事業者により施工する予定でございます。

次に、水銀灯、蛍光灯からLED電球に切りかえているかという問題でございますけれども、さきにもお答えをいたしました。大部分の防犯灯・街路灯の維持管理は地元地区でお願いをしております。LED電球への切りかえは、電気代の節約となりますので、建てかえの場合はLED電球への切りかえを地元地区にお願いをしております。町管理の防犯灯・街路灯については、取りかえ時に順次LED電球に取りかえており、また平成二十二、二十

三年度に町教育委員会で設置した通学路防犯灯については、省エネ及び耐久性を勘案いたしまして、すべてLED防犯灯を採用いたしました。

次に、二点目のオンデマンドバスについての御質問でございます。

地域公共交通会議の設置はいつごろになるかという御質問でございますが、料金を徴収してバスを運行しようとする、営業行為になり、道路運送法第四条一般旅客自動車運送事業の許可が必要になります。この申請には、民間の交通事業者や住民の代表者等で組織する地域公共交通会議で了承されていることが要件となります。

地域公共交通会議で了承を得るためには、オンデマンドバスが他の公共交通機関と連携がとれており、運行することが妥当と思われる根拠を示す必要があります。地域公共交通会議については、平成二十年度、名阪近鉄バス大垣多良線が自主運行バスになる際にも設置され、料金体系等の決定協議の際に開催をされています。

本町では、平成二十五年五月から本運行を予定しているために、平成二十五年二月には公共交通会議を開催し、了承を得たいと考えております。試行の結果や会議構成員の意見を十分に取り入れた形でないと了承を得るのは難しいと考えられることから、時期を慎重に見きわめた上で進めてまいりたいと考えております。

また、運行に際してどのような運行形態かという御質問でございます。基本的には民間委託を考えております。

それから、二点目の高齢者の電話予約に支障はないかという御質問でございますけれども、オンデマンドバスの予約については電話予約とパソコンのインターネット予約をすることができます

けれども、インターネット予約は高齢者には大変難しいと思われる。電話予約が中心になるかと思えますけれども、近年は携帯電話の普及により公衆電話も少なくなっておりますので、携帯電話に予約を登録する等の方法や、最初の申し込み時に帰りの分の予約をしていただく等なれていただくようお願いをいたしたいと思えます。また、時間までにその場にはいない場合はということになりますけれども、その場合でございますけれども、やはりバス等と同じように素通りということになりますので、その点は御了承をいただきたいと思えます。

それから、予定バス停でございますけれども、オンデマンドバスのバス停につきましては、現行運行している公共施設巡回バスの既存バス停が八十六カ所あり、この既存バス停は継続して残します。この既存バス停を考慮しつつ、バス停間の距離をおおむね四百メートルの範囲でカバーできるように、新たに追加するバス停約七十カ所を地区選定バス停と称しまして、設置場所を各地区で選定し、六月末をもって申請をいただいているところでございます。現在、総数は百九十四カ所となっております。このほかに、現在設置されていない教育施設、公共施設等前のバス停の新設分を合わせて約二百カ所のバス停を考えております。また、特殊なバス停といたしまして、店舗バス停ということで、店舗の方に一カ月千円の申込料をいただいで設置することができるということになっており、現在四カ所の申請をいただいております。

また、登録する利用者証の発行見込み数ということでございますけれども、憶測の域を出ませんけれども、なるべく多くの方が登録され、実際に利用していただきたいと考えております。また、現在の公共施設巡回バスの利用者数をもとにシミュレーションから年間三万五千人の利用者があつた場合にも対応できるシステム

を考慮しております。養老町と同じようなオンデマンドバスの運行をしている三重県玉城町では、人口一万五千人に対し、実証実験の段階で約五百人の登録申請があったと伺っておりますので、当町では一千人ほどの申請があるのではないかと考えております。

また、五番目の料金の設定額についてでございますけれども、本運行の料金については地域公共交通会議で決定することとなりますけれども、これについて現在オンデマンドバスを運行している他市町の例を見ますと、一回の運行で二百円から五百円の料金設定とされているようでございます。オンデマンドバス導入推進委員会の中で検討していただき、最終的には公共交通会議で御承認をいただくということになるかと思っております。

以上で回答とさせていただきます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 防犯灯・街路灯の設置についてでございますが、電気代がかなりかかっていることに大変驚いたことについて、一刻も早く、LED電球にかえていただきたいと思います。よろしくお願いします。

どちらにいたしましても、行政経営改革プランの重点取り組みの中に、省エネ、諸経費の節減推進ということがございまして、一刻も早く検討していただき、計画を作成し、LEDに切りかえていただくことが節電になると思っておりますが、今のお答えによりますと随時変更していくということでございましたので、なるべく早くLEDにかえていただけたらと思います。よろしくお願いします。

私たち家庭におきましても、頑張り過ぎず、すなわち熱中症に気をつけて、無理のない我が家に合った節減を実践しております。

国からの要望である5%以上の節電を中部電力も呼びかけております。六月十四日、細野原発事故相が白熱灯を廃止し、LEDにしたいとテレビ報道で発言されておりました。

安心・安全なまちづくりをしていくためにも、防犯灯、街路灯、安全灯などといった性格のものをどこに設置していくのか、町の負担すべき電気代はどうあるべきかの検討に加え、防犯灯・街路灯設置等についての将来のブランドデザインをどう描くかを早急に検討していただき、結論を出していただきたいと思います。

ちなみに養老改元一三〇〇年にちなみまして、景観を考えると、防犯灯・街路灯・安全灯の設置をしなければならぬと思いますが、先ほども少し前回養老改元のお話の中にございましたが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

あと、オンデマンドバスについてでございますけれども、公共施設巡回バスの運行方法は株式会社大新東へ運行管理をしております。平成二十三年度の年間実績経費は運行管理委託料、バス修繕費、バス停修繕費など、合計一千七百八十七万七千六十八円となっております。また、地方路線維持事業は、自主運行バス大垣多良線、平成二十二年度一千四百四十二万二千円、二十三年度一千六百四十三万四千円、生活路線大垣海津、平成二十二年度四百四十四万四千円、二十三年度四百九十九万六千円となつて、二路線の赤字補てんは年々多額となつてきております。

そこで、オンデマンドバス導入にかかわる経費は運行委託料や車両購入費など一千二百七万五千円、試行運転として二十四年十一月から二十五年三月まで二千八百六十八万七千円計上されております。また、オンデマンドバスも入札で決まった業者へ電話受け付けも含み、運行委託料等年間どのくらいの経費予定額をされていますか。詳細説明をお願いしたいと思います。

先ほども、インターネット予約とかパソコンとかというお話で電話が一番多いんじゃないかという中で、やはり私たちの女性、御家族の方におかれましては、果たして的確にできるかなというような、想定外のことも起きるんじゃないかなどという質問もございましたので、それを取り上げてお尋ねしたわけでございますので、その点も十一月までに推進委員会で問題解決に向けてお願いしたいと思います。

他市町では、何々町コミュニティバスとなっておりませんが、養老町の公共施設巡回バスはゲンちゃん号という親しみやすい愛称となっております。推進委員会等で検討されると思いますが、オンデマンドバスにも愛称をつける予定はありますか。その点についてお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一点目の、一三〇〇年祭に關しての安全対策という面でございますけれども、公園内については県管理の公園でもございますが、推進会議の中でその点も先ほどの一番最初の皆川議員の中でもお答えしたかと思えますけれども、そういったものの配慮を県に要求をしていくことだと思えます。

また、他市町からたくさんの方がお見えになります。お昼間だけではございませんので、夜に対する防犯灯の設置と再点検をしながら安全な町であるというアピールをしていきたいと考えております。

それから、オンデマンドバスの詳細経費については、申しわけございません、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから、親しみやすい今度のデマンドバスの愛称ということでございますけれども、やはりオンデマンドバスという言い方も余り愛着もないようですので、ゲンちゃん号と同じような愛称を

つけていきたいというふうに思います。それも一般公募という形で進めていきたいと思えますけれども、オンデマンドバス導入推進委員会の中で、またそれも議論されるかと思えます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 早崎議員のオンデマンドバスの御質問についてお答えいたします。

まず、最初の御質問の中でございましたオンデマンドバス導入推進委員会については、オンデマンドバスの導入を十一月と考えておりますので、二回目の委員会の開催は七月三日を予定しております。

一応経費の中で、運行委託につきましては、今のゲンちゃんバスと同じく民間委託を考えております。その中で、運行委託の方法についてもお答えしていこうと思ひまして、今考えておりますのは入札方式が大きく分けて二つございまして、プロポーザルによる入札方式と、一般の指名競争入札ということで、大きく分けてこの二つがございます。その中で陸運局等の見解などもお聞きした中で、今考えておるのはプロポーザルの方式の入札を考えて、一応運行システムとかいうのも聞いて、その中で入札でしていくかということが今の委託業者については考えております。

続きまして、経費のことでございますが、車両につきまして今議会でもお願ひしておりますとおり、四台の車を購入いたしますので、まずこの費用が一千二百七万五千円でございます。そのほかの大まかなことで御答弁させていただきますけれども、先ほど言いました運行委託料につきまして一千四百七十五万円、これとオペレーター一人置いて電話受け付けをいたしますので、これが九十万円。ただし、この金額につきましては五カ月分でございます。

す。十一月から三月分でございますので、ざっとこれを一カ月で割ると三百万円ほどになると思いますので、年間費用は十二カ月分で三千六百万程度になると思います。また、このほかにシステム利用料ということで、このシステム開発というか利用する料金が八十二万九千円ございます。申しおくれましたが、システム運行料につきましては、現在ゲンちゃんバスについては人件費が二人、今回は四台となりますので、そういう面で人件費のほうがちよっと現行よりは高くなるということで、今のゲンちゃんバス運行経費よりもちよっと高くなるということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 先ほどからお願ひしておりましたオンデマンドバスの愛称について、いろいろな意見、公募などということでございますので、なるべく親しみやすい愛称をつけていただけたらありがたいなと思っております。

行政経営改革プランの重点項目取り組みの中で、民間バスへの負担金はなくす方向で、オンデマンドバスの運用によって代替施策はできないか検討してほしい。バス運用は養老鉄道に継ぎ、体制を構築してほしいと町長が願っております。オンデマンドバスの利用を見据え、町外への運行実施を視野に入れ、関係機関との協議は早急に採算面を考慮しながら住民の足として利便性を考え、喜んで利用してもらえるオンデマンドバス運行はいろいろな課題を解決し、計画どおり本格運用できるよう期待いたします。質問内容を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 以上で、六番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

では、通告に従いまして、まず最初に町税専門徴収員についてをお伺いいたします。

私は、平成二十三年十二月の定例会において、債権回収対策室の設置についてを一般質問させていただきました。そのとき町長答弁の中で、行財政改革プランの取り組みに沿って滞納額の縮減を図る、滞納防止策として徴収専門員を雇用するとともに、対策室の設置を検討したいとの答弁をいただきました。早速この四月の予算書に計上いただき取り組みを開始していただきました。この取り組みは、平成二十四年度の予算書の款二総務費、項二町税費、目一税務総務費、節七賃金に四百四十一万六千円が計上されており、平成二十三年年度の予算書と比較してみると、三百八十四万円の増額になっていきます。また、歳入の町税では滞納繰り越し分が町民税で一千二百万円、固定資産税で一千万円が平成二十三年年度の予算書に比べ増額になっております。言いかえれば、この予算書から見ると町税専門徴収員を約三百八十四万円で増員し、滞納繰り越し分の町税二千二百万円を回収するというような予算書になっていると思えます。

平成二十二年度の決算額で見ると、収入未済額が町民税、固定資産税、法人町民税、軽自動車税の町税分の合計額が四億八千九百九十七万円あります。このうち五年が過ぎる未済額が二十三年度決算では不納欠損として処理されることだと思えます。また、この二十四年度末に不納欠損として処理されるであろう平成十九年度の収入未済額だけを見て、町民税約二千七百九万円、固

定資産税が約四千三百八十万円と、法人町民税、軽自動車税をプラスした合計額が約七千二百八十万円にもなっていますが、町税専門徴収員に期待するところは最も大きいと思います。

ここで町長にお伺いをいたします。

採用人数、権限の移譲、ノルマ、仕事の内容等の採用条件によっては大きく成果が変わってくると思われませんが、第一点、町税専門徴収員の採用条件の具体的な説明を求めます。二点目、きょうまでの成果はいかがでしょうか。三点目、町税専門徴収員導入による費用対効果はいかがでしょうか。

次に、二つ目の一般質問に入ります。

町民プールの委託契約についてお伺いいたします。

御承知のように平成二十三年九月より町民プールが閉鎖されていますが、平成二十二年度は全館営業されていて、管理点検の委託料と事務事業委託料の合計で五千四百四十九万四千二百五十円の決算額になっております。平成二十三年度の決算見込み額は六千五百七十七万二千二百三円で、再オープンに向けた設計監理委託料一千二十万円を引いても五千四百八十七万七千二百三円で、三十八万二千九百五十三円も多い委託料になっております。この数字を見る限り、約七カ月間もプールが閉鎖されているにもかかわらず、委託料が前年に比べ三十八万円も多いのには疑問がわいてきます。委託契約の内容に問題があるように思われるが、いかがでしょうか。

特に管理点検に関する委託契約に絞ってみると、この金額を平成二十二年、二十三年、二十四年度の決算または予算額を見て、ある程度は理解できますが、一町民として考えますと、二十二年度に比べ二十三年度は約七カ月間も閉鎖しているにもかかわらず五・六五%しか減額になっていません。二十四年度は年間を通し

て閉鎖されているにもかかわらず、二・九三%しか減額になっていません。

さらに事務事業委託料の三カ年を比較しても疑問がわいてきます。特にプール運営委託料だけを平成二十二年度と比較しても二十三年度は一〇・五四%しか減額になっていません。また、二十四年度は二八・三三%しか減額になっていません。私は二十二年度に対し、二十三年度は十二分の五カ月と固定費を緩和しても約三〇%ぐらいの減額をされた委託料であればよいのかと。また、二十四年度は全館閉鎖されていますので約六〇%ぐらいの減額をされた委託料が妥当だとは考えますが、管理点検、また事務事業委託料はこんな状況を考えると、もっと減額になってもよいのではないかと思えます。

ここで、お伺いをいたします。

一点目、平成二十二年、二十三年、二十四年度の町民プールの委託契約の内容を教えてください。

二点目、事務事業委託契約の内容では、プール運営委託と推進事業指導業務委託、重点分野雇用創造事業委託についてを伺いたい。

三点目、平成二十五年、再オープン時の委託契約の見通しはどのようなものかを教えてください。特にプール運営委託料についてをお伺いしたいと思います。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の質問にお答えいたします。

私のほうから町税専門徴収員についてをお答えし、二番目の町民プール委託契約についてはスポーツ振興課のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、徴収員についての第一点目、専門徴収員の採用条件と仕事の内容、またノルマということでございます。徴収嘱託員の採用につきましては、町税等の納税指導者の業務に従事することについてふさわしいと認められる者ということでございます。具体的には、民間の銀行の支店長経験者であったり、徴収員経験者であったりという方、二名を採用させていただきました。仕事の内容としては、主に現年度分の未納者への電話催告、訪問徴収、口座振替納付の推進などが主なものとなっております。また、勤務時間等については週三十時間以内、月十五日以内の勤務となっております。ノルマについては、現在のところ設定はしておりません。

二番目の今日現在までの成果はということでございますけれども、現在二名の方を徴収嘱託員として委嘱しておりますけれども、六月一日からのスタートでありまして、スタートからまだ二十日ほどでございますので、きょう現在までの成果として検証できておりません。今後、機会をとらえて検証をしてまいりたいと考えております。

徴収員導入による費用対効果ということでございますけれども、本年度からのスタートでありまして、具体的な効果については予測できないものと考えておりますが、納税意識の高揚や収納率の向上について必ず効果があるものと思っております。今後、実績が出た段階で費用対効果について検証をしていきたいというふうを考えております。

いずれにしましても、この徴収員、もちろん不納欠損を少なくすることの目的はございますけれども、広く町民の皆さん方に納税意識の向上を図っていただきたいと、それによって少しでも不納欠損を縮小していきたいと考えておりますので、よろしく御理

解をいただきたいと思っております。

それでは、二番目の問題についてはスポーツ振興のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） 三田議

員の御質問にお答えいたします。

町民プールの委託料には、大きく二つの委託料があります。一つは管理・点検等委託と、もう一つは事業委託であります。

管理・点検等委託は、通常十四項目の保守点検、清掃管理等です。具体的には、電気保安業務、非常通報装置保守点検、施設清掃管理、汚水処理施設維持管理、自動扉保守点検、昇降機保守点検、消防・放送設備保守点検、エアロビ機器点検、熱源保守点検、空調機設備補修点検、循環ろ過・オゾン反応処理装置保守点検、リハビリプールの過装置保守点検、施設管理警備保障業務、施設芝管理です。これらの十四項目以外に、二十二年度はプール槽等整備点検と屋根膜特定膜定期点検を行いました。二十四年度はシルバー人材センターを活用して、施設内の剪定と草刈りを行うほか、当初二十四年度中に再オープン予定でしたので、再始動業務委託等の予算を計上してあります。

事業委託にしましては、株式会社スポーツマックスに利用者の募集、受付業務、施設利用者の指導業務、監視業務、応急処置業務、清掃業務等を行っていただいております。

この二つの委託料の合計は、平成二十二年度決算額が五千四百四十七万八百五十円で、平成二十三年年度決算見込額が四千九百三十四万九千二百三円で、前年度と比較しますと九・四％の減額です。また、平成二十四年度予算額は四千二百二十五万三千三百八円で、前年度比一四・四％の減で、二十二年度と比較しますと

二二・四％の減額です。

御質問の年度ごとの比較ですが、委託料総額では温水プールが閉鎖しているにもかかわらず減っていないのはなぜかという御質問だと思いますが、二十三年度には大規模改修工事を行うということで、基本設計と実施設計を行うということで一千二十万円を計上いたしましたのと、二十三年度及び二十四年度とも十分の十の県補助金を養老町が受け、重点分野雇用創造事業、いわゆる地域人材育成事業でございますが、スポーツマックスに委託して行うもので、二十三年度は四百八十八万三千円を支払い、二十四年度は七百二十八万六千五百五十六円を計上してありますので、温水プールが閉鎖していても委託料総額については大幅に減っていないわけでございます。

詳しくプール運営事業については、先ほど少し御回答申し上げましたが、昨年九月より温水プールを閉鎖していますので、アクアプログラム指導につきましてはフロアプログラム指導に変更して行っているほか、スイミングスクール指導は体育スクール指導に変更し、監視業務はフロント業務、アスレ指導、事務作業に変更いたしました。契約金額については二割減額して変更契約いたしました。二十四年度につきましては、引き続きフロント業務のほか、アスレ指導、エアロ指導、フロアプログラム指導、年間プログラム指導、体育スクール指導、清掃業務等を委託しております。

重点分野雇用創造事業は、十分の十の県補助金を受け、スポーツ分野の地域人材を民間事業者スポーツマックスに委託して育成する事業です。委託料の内訳は、賃金と社会保険料、講習会受講料、事務費ですが、二十三年度はスポーツマックスが新たに雇用した二人が町民プールにおいて運営補助や体育スクール指導助手

等の仕事をしながら、日本体育協会公認スポーツリーダー及びアシスタントクラブマネジャーと日本レクリエーション協会公認レクリエーションインストラクターの資格を取得できるよう講習会を受講しました。さらに、総合型地域スポーツクラブの養老スポーツクラブでスタッフとしてスポーツ教室等の運営をサポートしながら、総合型地域スポーツクラブについて認識を深めてもらうことにいたしました。

二十四年度では、ぎふ清流国体や町民プール運営に携わることや、日本体育協会公認スポーツリーダーや日本体育施設協会公認体育施設運営士の公認スポーツ資格を取得することにより、生涯スポーツ振興や体育施設の管理ができる人材を民間スポーツクラブに委託して養成することにしました。

それと、推進事業指導業務でございますが、二十三年度、二十四年度とも六十四万五千円予算を計上させていただいておりますが、具体的には二十三年度にはプライベートレッスン、一対一、あるいは二対一の水泳指導、それからホットヨガ教室、これは三教室開催しております。そのほか季節ごとにアクアフェスティバル、それからクリスマスイベント、ウォーキング教室等を開催しております。

それから、再オープンに際しましては、大規模改修工事を平成二十五年の夏休みに間に合うように終わりたいと考えております。委託契約につきましては、年度当初に一年間の業務内容を踏まえて締結いたしますから、内容は通常の十四項目の管理・点検業務と、事業委託では受付、監視、清掃業務や温水プールを利用したスイミングスクールやアクアプログラム等、そして体育スクールやフロアプログラムなども行う予定でございます。

しかしながら、委託料を含む町民プールの必要経費が毎年八千

万円から九千万円かかります。使用料収入が三千万円強ですから町の持ち出し分が五千万円から六千万円です。使用料収入を上げ、必要経費を下げるためには事業内容が魅力的でバラエティーに富んでいることで多くの人が入場されるようにすること、そして管理・点検等業務を直接行える業者であれば委託料の削減になりますので、このような業者を指定し、協定を結ぶ指定管理者制度の活用を図る必要があると考えています。今後、二十五年度中に指定管理者の指定を議会で議決いただけますよう種々の準備を行っていく予定でございます。以上です。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ありがとうございます。

ただいま町長から答弁をいただき、担当課長から答弁をいただきました。ありがとうございます。

私思いますには、町税専門徴収員の件に関しましてですが、本年度末を想定してみますと、予算どおりに執行されたとして不納欠損になり得る金額が多額になると、これが予測されます。この滞納額を少しでも減らすような町税専門徴収員に対する処遇、指導、特にお願いしたいと思えます。

また、町税の収入未済額に占める固定資産税額が特に多いと思えます。これは財産があるにもかかわらず税を払わない、そういう方が見えになるように思いますが、第二段では物件の差し押さえ、競売といった手法、法律のつとった取り組みができるような対策室の設置、また一方では弱者の方々のよき相談室となるような対策室の設置を考えていただき、今以上の不納欠損額の縮減を目指していただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

また、町民プールに関しましては、ただいま担当課長から御説明をいただきました。十分とは言えませんが、二十三年、二十四年に本当に必要な部分での保守点検、また管理委託がされる、それはやむを得ない部分が多いと思います。けれども、この項目の中で見てみますと、もっと委託費が少なくてもいいんじゃないのかという金額がかなり見受けられるところがございます。けれども、年度当初に契約をしていきますので、二十三年度に関しては期の途中でアクシデントが起きたということ、こういう状況になるかと思えますが、二十四年度の予算は決定しておりますので、予算額についてはとやかく言いませんが、二十五年度の予算を組まれるときに特にこの辺のところをよく精査していただき、成果が出るような取り組みを特にお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） 答弁は要りませんね。

○四番（三田正敏君） はい、結構です。

○議長（松永民夫君） 以上で、四番 三田正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後一時からいたします。

（午前十一時五十二分 休憩）

（午後 一時 〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

次に、八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） それでは、議長の発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、二点質問をいたしたいと思います。

まず最初の一点目は、農業経営基盤強化の促進はであります。

二〇一一年度農業白書によると、農業地域別の高齢化率（六十五歳以上）は、二〇一〇年で都市的地域が六二%、平地地域が五七%、中間地域が六五%、山間地域が六九%と、二〇〇〇年に比べて顕著に高齢化が進んでいます。そして、農業後継者が少ない中、今のままでは地域農業を守り発展させていくことは厳しい状況にあると報じています。

我が町も御多分に漏れず、本年三月、町農業再生協議会の農業経営のアンケート調査結果にもあるように、集落、地域の農業は、このまま何もしないと十年後には農業者の高齢化が一層進むと六七・七%の方が回答しています。また、回答者の平均年齢も六十四・三歳であり、全国平均よりかなり上回っていることがわかります。

そこで、昨年施行された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げられた目標について、具体的にどのような対応・推進していくのか、お伺いいたします。

一つ目といたしましては、農業を主業とする農業者が地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得を四百から五百万円にする、また年間労働時間を千六百から二千時間にする、この水準を実現するにはどのように対策されるのか。

二つ目といたしましては、稲作単一から複合経営への誘導。稲作単一からの脱却を図ろうとする担い手へは、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者や全農岐阜担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培指導を行い、水稲と組み合

わせての複合経営として発展に結びつけるよう努める。また、農産物の加工・販売への取り組みを促進し、農業者の収益アップに向けた環境整備を図るにはどのようにしていくのか。

三つ目、担い手が担う水田の面積割合を、平成二十七年には六〇%、平成三十二年には六五%としています。集落を基本として、地域の合意形成に向けた話し合いを通じ、明確化された担い手は現在集落営農及び法人も含め九十七組織で、多くの土地利用集積が図られましたが、いまだに多くの兼業農家のうち、高齢者の農地に対しての愛着は非常に強いとしています。

また四つ目として、水田圃場整備推進についてであります。現在、養老町水田圃場用排水分離施行は約三八%しか行われておらず、基盤整備がおくれているとの状況から、水田の大区画化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を図るため、条件整備が必要といたしております。

以上、四点をどのように進めていくのか、伺いたいと思います。次に、二点目といたしまして、上多度公民館新設はについてであります。

上多度公民館は、昭和三十八年に竣工した建造物で、開館以来多くの地区内住民が生涯学習活動の拠点施設として活用し、地区内の文化やコミュニティが醸成されてきました。現在も、この施設は地域の生涯学習施設として、自主的な学習活動の拠点として利用されていますが、建設以来四十九年を超え、施設の老朽化とともに耐震性に疑問が残り、駐車スペースも少なく、特に昨年三月の東日本大震災によって住民の皆さんの防災意識も向上し、地域の防災施設としての活用願望が日に日に増大しています。

しかしながら、昨年三月作成された養老町土地災害危険区域図、いわゆるハザードマップでは、土砂災害警戒区域（イエローゾ

ン)に現施設が入っており、安心・安全面で不安に感じているのが現状であります。

そこで、上多度地域住民は、以前から生涯学習活動の拠点としての位置づけのみならず、耐震上も安全で防災施設としての機能を持ち合わせた複合施設の早期の建設を要望してまいりましたが、地域合意形成がかなわず現在に至っておりますが、ようやく昨年十一月、上多度公民館建設促進協議会を設立いたし、上多度地域としてその複合施設の建設に適すると思われる場所の地権者の同意も得られましたので、ぜひとも地域住民の要望実現のため、早急に建設に向け具体的な対応をされたく、今後の計画をお尋ねします。

以上、二点で一般質問といたします。

○議長(松永民夫君) 大橋町長、答弁。

○町長(大橋 孝君) 田中議員の質問についてお答えを申し上げます。

第一点目、農業経営基盤強化の促進はという御質問でございますけれども、農業経営基盤強化促進法第五条に基づく岐阜県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が平成二十三年三月に見直されたことに伴い、同年十二月に本町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想も一部見直しを行ったところでございます。

まず第一点目の御質問でございますが、所得目標及び年間労働時間についてでございますけれども、基本構想では育成すべき農業経営の所得水準及び労働時間について、産業としての農業を振興するため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営体の所得水準として、農業従事者一人当たりお

むね四百万円から五百万円、年間の労働時間の目標を千六百時間から二千時間として目標を掲げております。

農林水産省の調査によりますと、営農類型別の農業所得は水田作の場合で一戸当たりの平均年収が二百九十八万円、平均年間労働時間が二千五百三十八時間という統計データがあります。また、平成二十二年度に実施された岐阜県労働条件等実態調査によりますと、県内の平均的賃金が年間約三百五十万円で、労働時間が約一千九百時間という調査結果も出ております。この数値からわかるように、農業者の所得は依然として他産業を含めた平均賃金より低い水準であり、労働時間も多い状態であります。具体的な施策といたしまして、意欲ある農業者を地域農業の担い手となり得る効率的かつ安定的な農業経営体へと発展させるために、農業者が自主的に経営改善計画を作成し、認定農業者制度を活用するなど、地域農業の担い手の育成、確保に努め、認定農業者や農業法人等の担い手に対し、規模拡大などに必要な農業用機械、施設等の整備を支援するとともに、農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業を活用し、優良農地の面積の集積を図る必要があります。

本町といたしましては、水田のフル活用による水稻、小麦、大豆、飼料用米、野菜等の生産を通じた生産額の拡大を図るとともに、効率的な土地利用を通じた生産コストの低下を促進し、ソフト面では農業簿記講座、法人化講座等の開催や普及指導員による経営改善指導など、関係機関と連携し、農業所得の向上を図るとともに、担い手への農地集積、大型農業機械の導入による計画的生産等の取り組みを促進して、労働時間の短縮を図りたいと考えております。

次に、二点目の質問の、稲作単一から複合経営への誘導につい

てでございますが、本町の土地利用型農業では、水稲を中心とした小麦、大豆、飼料用米等の作付が行われておりますが、担い手の経営発展や安定的な農業経営に向け、経営体の規模や意向に応じて従来の作付作物の増産と産地化をねらいとした新たな作物の導入を図るとともに、その栽培に関する濃密指導を関係機関の協力により行い、水稲と組み合わせる複合経営としての発展に結びつけたいと考えております。

また、あわせて地産地消の促進や六次産業化の推進についても検討してまいりたいと考えております。

次に、三点目の御質問の、担い手が担う水田の面積割合についてであります。基本構想では効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、平成二十七年には六〇%、平成三十二年には六五%の目標を掲げております。本町の担い手が担う水田の面積割合は、平成二十三年度の農地利用集積率は約四〇%、農作業受託契約を含めると約六四%となっております。特に今年度から地域単位で将来に向けた農業経営計画として、人・農地プランの作成に取り組んでいるところであり、地域の中心となる農業体の担い手の農用地の集積を行い、効率的な地域農業経営を目指しております。本町では、農業委員会、農地利用集積円滑化団体等の関係機関とさらなる連携強化を図り、マスタープランに基づく担い手への農地集積を促進してまいりたいと考えております。

次に、四点目の御質問の、水田圃場の大区画化と基盤整備についてでございますが、本町の圃場整備事業は伊勢湾台風後の救農土木に始まり、平成二十三年度に完了した下池西部地区の経営体育成基盤整備事業でほぼ一〇〇%完了いたしました。水田の圃場における用排水の分離施行がされているのは、全水田の四三・

七%で、そのうちパイプラインが施行してある圃場が二七・七%、暗渠排水の整備圃場が一・六%となっております。しかしながら、小畑、広幡、笠郷、池辺地区においては水田区画が十アール区画となっており、道路は狭小で、水路は用排水兼用となっていることから、大型機械の導入など農業の近代化が図れない上、水田の汎用化が図れない状況であります。

再圃場整備事業につきましては、平成三年に広域農業開発基礎調査から始まり、国営による農地再編整備事業が検討され、約十年間にわたり取り組みが行われましたが、結果として関係者の同意が得られず断念した経緯があります。近年、農業を取り巻く環境が大きく変貌し、米価の下落や耕作者の高齢化とともに意欲の低下が進んできており、今後、再圃場整備による大区画化については地権者、耕作者の意向や、国・県関係団体等の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

二点目の上多度公民館新設の問題でございます。

上多度地区より、昨年十一月二十九日に私あてに上多度公民館建設に係る要望書が提出され、その後、地元役員の方より建設場所等の説明を聞かせていただきました。今後の事業計画につきましては、今年度において建設予定地の不動産鑑定評価を予算計上しております。また、その後においては現地確認及び測量を行うとともに、公民館及び自治会館併用の建物、駐車場等について、施設の利用や有事の際を考慮しながら進めていくことが必要であると考えております。さらには、建設用地の取得や建物の建設については、地元の協力を得て、すべてのことが終了、確定後は、建設に向けて順次進めてまいりますけれども、現時点では土地取得等が重要と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 今、答弁いただきましたが、利用集積の關係ですが、農林省の発表によりますと、日本農業の再生と振興を指すということで、農用地整備事業を進めて農地の大区画化、汎用化による農業の体質強化に向けて進めたいと、こういうような発表もございまして、我々三郷地区としては約百町歩ありますが、その辺で八十何町歩は集落営農が担っておるような状況で、我々としては養老町でも先進地帯だと自負はいたしておるんですけども、全体にいくとまだまだかなり低いなど、このようなかで国は一応農地集積率は八割と、こういった数字を上げておりますが、この辺に向けてかなりギャップがあるんですが、一応二十七年までに向けての目指す数字が町が六五%というような基本構想になっておりますが、その辺の決意のほどをお聞きしたいと思います。

それから、上多度公民館についてでございますけれども、いろいろ住民からもうやくまとまってきたムードがいいんですけども、建坪について、その辺の規模といえますか大きさ、それが住民の人数によってある程度企画的なものがあるのか、それとも一律に町の公民館としてはこういう面積にしないかと、このように思ってみえるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

現在の施設は古くなりますが、地元の有力者から寄附を受けて、土地も当時は十分ございまして、建物も財政的にも余裕があったんでしよう、かなり至れり尽くせりといえますか、その当時としては十分な施設ができておったと思うんですが、今あのようなものをお願いするとなると、かなり財政的にも無理かなというよう

な声も聞こえますが、その辺もいま一度お尋ねいたしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをしたいと思います。

農業の集積率を向上ということでございますけれども、国は八割というふうに目標設定をしておりますが、養老町といたしましてはプランにございます六五%の達成をまずもって目指してまいりたいと思います。その後、大区画化の問題についても検討して、この問題は地元の事業化の機運が高まらなければなりませんので、これは土地改良の申請事業でございますので、そういった機運の高まり等の状況を見きわめながら、もう一度やれるものなら大区画化に向けていきたいというふうに考えております。

それから、公民館の問題でございますけれども、工程等の細かい部分については担当課長のほうから答弁させたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 藤田教育委員会生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（藤田実芳君） ただいまの田中議員の質問についてお答えいたします。

建物の基準についてでございますが、これは公民館の設置及び運営に関する基準（昭和三十四年十二月二十八日文部省告示第九十八号）にあります。第三条の公民館の建物の面積は三百三十平米以上で、ただし講堂を備える場合には講堂以外の建物の面積が二百三十平米を下らないものとしております。また、第二項においては公民館の施設に備えるものとして、会議及び集会に必要な講堂や会議室、また資料の保管及びその他に必要な施設として図書館、展示室並びに事務管理に必要な事務室、倉庫を備えるとしておりますので、建物の構想につきましては今後の課題として

おりますので、地元の方の御意見も取り入れながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔八番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 先ほど町長の答弁の中でもございましたが、地域農業マスタープラン、現在、人・農地プランと言いますが、私も昨年十二月に一般質問いたしましたして、町長の答弁で二十四年、二十五年のうちには各地区でこういったプランを作成したいと、このように返事をいただいておりますので、私も農業委員を拝命いたしておりますので、各地域の担い手、経営体の合意形成には積極的にいかわっていききたいと、このように思っておりますし、また公民館の関係ですが、一応今年度先進施設ということで、小畑、池辺と一緒に役員の方々と見てくる予定でございますが、一刻も早く実現できるように、上多度地区としてはまとまっておりますので、財政厳しい中でございますが、町内を眺めてみますと一番上多度が古うございまして、いつも会合に行っておるんですが、けれども、仮に今地震があるとこれはつぶれると、とても不安でございまして、一刻も早く実現をいたしたいと、このように切に要望しまして、私の一般質問といたします。終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、八番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 議長より発言の許可をいただきましたので、二つの項目について質問をさせていただきます。

まず一つ目です。義務教育におけるICT教育の導入について。ここで言うICTとは、インフォメーションアンドコミュニケーション

ーションテクノロジーの略で、直訳すると情報通信技術という意味になります。総務省の政策の中に教育情報化の推進というものがあります。総務省の資料の原文を読み上げますと、「ユビキタスネット社会の実現に向けて、教育の情報化は世界最高水準のICT国家実現の基盤となるものであり、我が国の次世代を担う子供たちが早い段階からICTに親しみ、情報活用能力を向上させ、新しい知的価値、文化的価値を創造できる二十一世紀型の社会を構築することが重要です」とあります。養老町においては、現代の高度情報化社会の実情を踏まえ、どのようにして教育情報化の推進の取り組みを行っているのかを教えてください。

次に二つ目の質問です。

養老改元一三〇〇年祭について質問します。

五年後に養老改元より千三百年を迎える養老町ですが、現在盛んに行政、議会または各方面で告知、周知活動に取り組んでおられることとお見受けします。本年の十一月十七日、十八日にはプレイベントを開催し、いよいよ五年後に向けて発進していくわけですが、五年後の一三〇〇年祭において元正天皇の養老行幸に続き、今上天皇による養老への行幸を御依頼されるといったお考えはありますか。

この二点についてお答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一点目の質問につきましては、教育長のほうより答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

二点目の養老改元一三〇〇年祭に今上天皇の行幸を依頼するかという問題でございます。

午前中にも皆川議員や長澤議員からの御質問に対する回答でも

述べましたけれども、養老改元一三〇〇年本祭イベントの方向性や内容等については、ことし一年をかけ、より具体的な協議を重ねていきたいと考えております。

お尋ねの天皇行幸につきましては、養老町が今日ある原点であると認識し、養老改元一三〇〇年祭を飾るにふさわしい行事であり、今後の専門委員会等でも必ずや議題に上るものとは思いますが、けれども、この件は皇室、皇族を対象とするために慎重な対応が必要と考えますので、その節は岐阜県を初め関係機関と連絡をとりながら検討をしていきたいと思えます。また、町議会議員各位の大きなお力添えも必要になるかと存じますので、その際にはよろしく願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、ICT教育の導入についての答弁をさせていただきます。

まず進捗状況でございますが、小学校・中学校における状況につきましては、パソコンの整備台数は教育用として三百三台、児童・生徒八・八人に一台という状況でございます。教職員が使用します校務用のパソコンは二百二台で、これは一人につき一台の整備状況となっております。その他デジタルカメラ、実物投影機、デジタルテレビ、電子黒板等を整備しております。

この利用でございますが、小学校では理科や社会科、総合の学習の時間において調べ学習やまとめの学習、国語でのローマ字練習や作文づくり等で活用をしております。中学校では技術の時間に情報分野の学習で利用しております。また、小学校と同じように社会科や総合的な学習の時間での調べ学習やまとめの学習でも利用をしております。教室における電子黒板やデジタルテレビの利用状況としましては、実物投影機とつなげて絵図や植物を見せ

て事象提示をしたり、DVDやビデオで動物や学校行事を見せたりしております。

中学校ではLAN配線が全教室で整備が済んでおりますが、小学校は広幡小学校のみでございますので、今後なるべく早く整備をしてまいりたいと考えております。また、パソコンが購入後五年を経過しておりますので、更新の時期を迎えておりますので、この点についても整備を進めたいというふうに考えております。その他周辺機器も含めたハード面と、教職員負担の軽減に資する校務支援システムや教育コンテンツの充実といったソフト面、教員の情報通信技術の活用指導力の向上、学校サポート体制といったヒューマンの面と総合的に計画をしていく必要がございますので、それを勘案して進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） ICT教育の導入については、あるモデルケースとなっている学校では生徒全員に、また京都市などでは今年度二十一世紀型ICT教育の創造モデル事業として各校に一定台数の情報端末を配付する予算を計上したりしています。

町長の掲げる教育政策の中にも電子教科書の導入というものがあります。例えば養老町の中学生全員に情報端末、いわゆるタブレットを配付し、次世代を担う子供たちに高度な情報化教育を施すといった考えはありませんか。これについては、町長からもお答えいただきたいと思えます。

養老改元一三〇〇年祭もですが、養老改元一三〇〇年祭は養老町にとって全国に養老の名を発信できる最大規模のチャンスだと

考えるわけですが、養老という名の地名の由来も元正天皇の行幸のたまものであることを考えると、ぜひ一度、今上天皇による養老行幸依頼ということを検討していただきたいと思えます。その点についての考えももう一度お願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私のほうから、今お尋ねになりましたタブレットの配付についてということでございますけれども、大きく教育が変わるかもしれないというような教育課程になるかと思えます。そういった意味で、私もぜひそういった方向に行きたいとは思いますが、現在の段階において、逆に指導する側に十分な条件が整っていないということもございまして、現時点においては難しいのかなというふうに思いますが、できればそういったことを施策する場があってもいいのかなというふうに考えております。こういった回答にさせていただきますと思います。

それから、今上天皇の問題でございまして、これはやはり先ほどにも答弁いたしましたように、一地方の行政だけでできる問題ではございませんので、今後、推進会議の中で県等のお力もかりながら模索をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 今、町長が答弁いたしましたとおりでございますけれども、これはよほどの資金力がないとなかなか難しいと。

例えば隣の韓国では、このタブレットは個人持ちということになって、家庭がお金を出して買っていると。結局このタブレットというものは、学校に置いておくわけにはいきませんので、教科書ですの、うちへも持って帰らなければならぬということ、

大変難しい問題があります。したがって、国が、特に文部科学省が何らかこれを法整備して、一定の割合の交付金をいただけたらどうか、そういう状況の変化が今後何らかの形で起こってくるのではないかと予測もしておりますので、そのあたりがはっきりしてくるのを見きわめながら、こちらも対応していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、町長も申しましたように、これからの時代、子供たちにこういうコンピュータ関係のさまざまなICTの能力をつけていくということは重要だというふうに考えておりますので、情勢の推移をよく見ながら進めていきたいというふうに思っております。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） ICTですが、現代が高度情報化社会であることは、今や共通の認識です。社会システムのほとんどすべてだと言つてよいほどのものがこの高度情報化ののっつて、根本から変わりつつあります。その中であつて、教育だけが旧来の手法、もしくは情報化の流れに乗りおくれつつあることに強い危機感を感じます。我々の社会の未来を担う子供たちに投資するという意味でも、これからの社会システムの中で通用する先進的な教育の導入をお願いしたいと思います。

一三〇〇年祭のほうですが、いずれにしても準備期間は五年しかありませんので、この一三〇〇年祭の内容についてふろしきを広げただけというようなことにならないように、これをチャンスにして養老町が大きく飛躍できるように一丸となつてやっていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） それでは、議長から発言の許可をいただきます。二点についてお尋ねをしたいと存じます。

まず初めに、通告に基づきまして、西部簡易水道も企業会計に取り組むべきだ、そういう形で質問をしたいと存じます。

なお、これには今日まで私ども簡易水道条例に基づいて進めてまいりました事業でございます。この点については、どうぞひとつ行政経験豊かな副町長から今日までの状況について御説明を求めます。

二つ目、そういう中で養老町上水道事業というのは、養老町ですべての区域に完成をしたという報告を受けておりますので、こういうときに養老町上水道事業への組み入れの確立を図るべきだということをご提案したいと思っております。これについては、町長から決意の表明と現状についての認識をいただきたいと存じます。それでは、第一番目の私ども養老町には幾つもの特別会計があることは御承知でございます。制度では独自での働きがあり、一つの年代別でその役割を履行して町民の生活向上が果たされてきたことは事実でございます。我が町も水道施設づくりには広大な面積がございますので、全戸数に水道設備を整えるまでには相当の年月と時間を有してまいりました。

古い話ですが、農業集落簡易水道という形の始まり、また区域での水道事業という始まりはちょうど昭和四十七年の大渴水のとから始まったと、今記憶をたどっております。そういう中で、養老町は牧田川用水から三重用水を取るといふことの資金の積立

金があり、その中でその資金を利用した水道建設事業が始まったということでございます。そういう中で、住宅の団地創設時代もあり、自家水道施設の完備、団地ですが、それが整ってまいったと存じます。

現在では、私が先ほど申しましたように、養老町上水道の管布設地は池辺東部地域も完成し、また養老町の上多度南部地域も上水道に六月十一日に切りかえが終わって始まると聞いておりますので、設備は整ったわけでございます。だが、私どもの養老町上水道施設利用戸数は正式発表は八六％、上水道利用戸数は八千五百二戸、人口は二万八千三百三十五人、これが発表しておる現実でございます。なぜこうしたことがあるかといいますと、簡易水道は除外してあるというものでございますが、現在、給水地域、養老町全体へは四カ所の上水道ポンプから排水設備が整ったということでございますし、養老町内一万一千戸に給水できる設備が整ったということでございます。そういう中で、今日まで進めてまいりました簡易水道につきまして、私がいろんなことの件について今日の現状に対しまして御質問したいと存じます。

一つ目は、西部簡易水道条例の今日までの経過、制定されたのはいつですか。

二つ目、養老町簡易水道事業給水条例第二十二條、給水区域外給水という法律をつくられておるわけですが、養老町西部簡易水道を布設する認定地域名は、泉町、三神町、滝見町であったと存じます。そういう中のこの条例のとおり、給水が区域外条例という形をとって進めてきたという現状がございます。区域外給水、字別の戸数がどれだけあるのか、示していただきたいと存じます。三つ目、養老町簡易水道事業給水条例第三十五條には、こういう地区には管理者選考制度を置く、また手当も払うと書いてござ

いますが、現状はどうなっておるのか。

四つ目、簡易水道には基本的にはない給水に従量制度を設けたのはなぜか。簡易水道は定額制が基本であります。大きさは別といたしまして、家一軒幾ら、人何人が幾らという形の定額制が基本であるわけですが、そういう中でそうした地区民共同の出資金で運営が基本になっておるわけですが、料金従量制度が昭和五十一年十一月一日適用された理由はなぜでしたのか。

六番目ですが、西部簡易水道料金は基本使用水量十五立方メートル月額八百五十円、基本使用水量を超えるときは一立方メートル二十円の料金は正しいのか、確認をさせていただきます。

また、料金が制定されてから三十七年改正されてないというようなことを今思っているんですが、町の水道料金との違いがありますが、なぜ改正の諮問をされなかったのかも聞きをしたいと存じます。

四つ目、基本的には養老町西部簡易水道給水利用者の戸数は現在何戸ありますか。これも示していただきたい。町全体で何%の人がお見えになるでしょうか。

また、簡易水道の基金条例の中では、南部の簡易水道の基金の預け入れ先、それから簡易水道基金条例で西部の簡易水道基金の預け入れ先が別々になっておりますが、現在、西部簡易水道の基金は何円あるのか。この点について、簡易水道事業規則十七条、二十三条、二十八条、三十一条、三十二条、三十六條、こういうものが指摘されておりますが、この点について副町長のほうから、現状についてお話をいただきたいと思えます。

なお、これが終わりました後、養老町上水道事業への西部簡易水道の組み入れる時期が来たということを私は提案をしたいと存じます。

先ほど言いましたように、養老町上水道事業設置に関する条例では、給水人口三万二千七百人、こういう形で水道整備が終わったということを示されております。また、皆さん議員も御承知でございまして、あと三年で簡易水道施設整備に投資をした企業債の償還が終わります。こうした終わるとき、養老町の簡易水道を中止し、企業会計へ移すべき時期に來たと存じます。町長は、養老町上水道経営事業審査会に三年以内に上水道へこの簡易水道を編入する、こういう気持ちはあるのかなのか、お聞きをしたいと存じます。

養老町は、全戸数が二十四時間以上給水する体制を確立した町でございます。町長の決断をお伺いしたいと存じます。

以上二点について、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 先に西脇副町長、答弁。

○副町長（西脇正博君） 岩瀬議員の質問に回答させていただきましたと思えます。

まず最初に、お断りをさせていただきます。非常に古い話でございまして、憶測の域を出ない答弁をさせていただく部分もございまして、最初にお許しをいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

まず最初の、西部簡易水道条例の今日までの経緯の説明ということでございます。さらには、制定された期日はということでございますけれども、昭和三十三年の四月に養老町簡易水道事業給水条例が施行されました。そこには、京ヶ脇の簡易水道、烏江簡易水道、今熊谷簡易水道の三つが記載をされておったところがございます。西部簡易水道は、組合として昭和四十六年の九月から組合規約が施行されておまして、その後、昭和四十七年三月二十四日、条例第七号によりまして新たに西部簡易水道が養老町簡

易水道事業に加わったわけでございます。その給水区域でございますけれども、養老町泉町、三神町、五日市、御所町、神明町の五カ所が載っております。料金は、基本料金が十五立米までが月額三百円、超過料金は一立米当たり十五円を加算するという従量制というふうになっておったわけでございます。西部簡易水道の現在までの料金改定でございますけれども、昭和四十九年の三月に十五立米までが三百五十円に、さらに五十二年の三月に十五立米までが四百五十円、そして超過料金として一立米当たり二十円に変わっております。さらに昭和五十九年の十月に十五立米までが六百五十円、さらに六十一年に十五立米までが八百五十円に改正をされ、それ以降、西部簡易水道の料金については改正をしていないという状況でございます。

次に、二番目の給水区域外給水とは何かということでございますけれども、簡易水道事業給水条例の第二十二条に、町長が必要と認めるときには、議会の承認を経て給水区域外の給水をする事ができるといふふうに規定をされております。現在の西部簡易水道の給水区域につきましては、簡易水道事業給水条例の別表第一に、給水区域として当初申し上げました五カ所に七カ所が加わって、現在では十二カ所という形になっております。

続きまして、三番目の管理者選定と管理手当てということでございますけれども、簡易水道の水源地及びポンプ場の管理のため、管理者を選定しております。主に組合長さんをお願いをいたしておるわけでございます。今熊谷簡易水道につきましては、月額が六千円ということでございます。払っておる年と払っていない年もあるわけでございますが、平成二十三年度については支出をいたしております。これにつきましては、経営状況等の関係もあるのかなというふうに推察をいたしております。西部簡易水道に

つきましては、月額が五千円でございます。平成二十三年度は年で六万円を支出いたしております。

続きまして、四番目でございますけれども、従量制度を設けたのはなぜかということと、それから出資金の運営が基本ではないかということでございますけれども、昭和四十九年の三月の改正では、西部簡易水道の料金改正とあわせて烏江の簡易水道も基本料金及び超過料金の改正を行っておるわけでございます。昭和三十八年十一月の給水条例の一部改正におきまして、養老北部簡易水道の改正が行われておるわけですが、この養老北部簡易水道も従量制を採用していたと記録をされております。西部簡易水道につきましては、組合内規で従量制を採用することになっております。簡易水道給水条例の適用を受けるようになります、その従量制をそのまま踏襲されたものではないかというふうに推察をいたしております。

また、当初、昭和三十三年四月に施行されました養老町簡易水道事業給水条例には、出資金という条項並びに文言が一切出てまいりません。当初の三つの簡易水道はすべて一世帯月額幾らという定額制で料金表が定められておったということでございます。

それから、従量制が適用された理由は何かというところでございます。これは、憶測で物を言うてはいかんことは十分わかりませんが、推察をするより仕方ないと思っておりますので、御容赦をいたしたいと思っております。記憶によりますと、当初昭和四十七年四月から採用しておるわけでございますけれども、基本水量が十五立米につき月額三百円、それから一立米当たり十五円を加算するということは先ほどもお話をしたとおりでございます。今熊谷簡易水道は、定額制を採用いたしております。それから、烏江の簡易水道は定額制から従量制に変わったという経緯もあつた

ようでございますけれども、従量制が採用されました理由につきましては明確なものはありませんけれども、四の回答でも申し上げましたように、組合のときに従量制を採用しておったということもございます。さらには水道水の使用量には個人差もございまして、定額では公平性に欠けるというような一面も配慮されたのではないかなというふうに思っております。ですから、そのまま従量制が採用されたのではないかなというふうに推察されるところでございます。

六番目の、三十七年間料金が改定されていない、それから水道料金との差がということでございます。

現在の西部簡易水道料金は、基本料金が十五立米まで月額八百五十円、超過料金につきましては一立米当たり二十円を加算するというところで、先ほど岩瀬議員が示された額に相違ございません。また、料金改正につきましては一番目で申し上げましたように、昭和四十九年三月、昭和五十二年の三月、五十九年の十月、六十年の三月というところで、四回改正をされ、それ以降二十六年間にわたりまして改正を行っていないという状況でございます。

上水道の料金につきましては、口径十三ミリの基本料金が十立米までが千五百七十五円、さらにそれに量水器の使用料というところで五十二円を合わせた千六百二十七円でございます。ですから、西部簡易水道の基本料金の約二倍ということになるんでしょうか。さらに上水道料金の超過料金につきましても、一立米当たり百四十一円でございますので、西部簡易水道の超過料金二十円と比較すると七倍ということになります。二十六年間改正をされてこなかった理由でございますけれども、値上げをしなくても経営が成り立ってきたという一面もあろうかなというふうに推察をいたしております。

それから、区域外給水の戸数、それから町全体で何%の給水をしておるかということでございますけれども、昭和四十七年の三月に発足した西部簡易水道の区域は、養老町泉町、三神町、五日市、御所町、神明町の五カ所であったということは先ほど申し上げましたけれども、その後、昭和四十九年に滝見町が加わりました。さらに昭和五十八年に高田馬場町、直江字山鳥、石畑字井口北及び金屋起、それから上方字下河原、竜泉寺字野畔の五カ所が加わっております。さらには、昭和六十三年に直江字大柳が給水区域に加わり、現在では全部で十二カ所というふうになっております。

次に、給水外区域ということでございますけれども、町長が必と認め、議会が承認した給水区域外給水戸数というものにつきましては、現在はないというふうに把握をいたしております。給水区域外給水につきましては、過去、昭和三十四年に南濃町長から駒野新田及び早瀬地区への給水の申し入れがあったわけですが、このときが一回、それから昭和三十六年に輪之内町長から塩喰の川西地区への給水申請に基づきまして議会の承認を得たという記録がございますが、西部簡易水道ではそういう給水区域外ということと議会の承認を得たという記録はございません。

次に、西部簡易水道給水利用の戸数でございますけれども、五月末で千六百六戸でございます。これは計算上は、町全体の給水の戸数で割りますと一〇・八%に相当するというところでございます。それから、西部簡易水道の基金の問題でございますけれども、現在高はということでございますが、平成二十三年度末の現在高は四千七百万七千三百五十七円でございます。

それから最後でございますけれども、滞納の問題があるわけでございますけれども、年度別の水道の滞納額につきましては、平

成十九年度が三百五十六件で三十七万六千円ほどでございます。平成二十年度は四百六件で四十二万六千円ほどでございます。二十一年度につきましては五百五十五件で五十六万五千円、平成二十二年度は六百七十九件で六十五万七千円、平成二十三年度は八百三十五件で八十九万九千円ほどとなっております。過年度に對する未納額、努力した収入状況ということでございますけれども、二十三年度中の過年度収納額は二百四十件で、二十一万一千八百八十円となっております。給水条例の第二十八条の納額告知書での徴収状況につきましては、集金による徴収が二百十一件で、二十万八千円ほどとなっております。差額につきましては納付書、口座振替ということでございます。

それから、三十二条の停水処分使用者への通達検討でございますけれども、現状では停水処分は行っていないわけでございます。職員によりまして、滞納者については臨戸訪問を行いまして徴収を行っておるということでございますけれども、この停水処分の關係については、条文にはありますけれども、通達を出すというような条例の規定がございませんので、今後の課題というようにことで検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の、養老町上水道事業の組み入れの確立はという点についてのお答えでございます。

今年度四月には海津市より給水を受けていた大巻小坪地区が養老町の上水道に切りかわり、また六月には今熊谷簡易水道も上水道に移行いたしました。また、今年度は広幡地区の専用水道の緑町も工事を施行し、平成二十五年三月には上水道に移行する予定でございます。残るは、西小倉簡易水道と西部簡易水道となりま

す。一日でも早く養老町全域が上水道に移行する、いわゆる町一本化が望ましいと考えております。

ただ、先ほどからも説明しておりますように、料金について、基本料金においては約二倍、超過料金におきましては七倍の違いがございます。上水道に組み入れるには西部簡易水道の使用者の御承認を必要とする観点からも、使用者にいかん理解を得るかが問題になるかというふうに思います。しかし、西部簡易水道も老朽化が進みまして、いかなるときに破綻するかわからない状態でございます。この場合、組合経営を続けるとなると、これらの工事を組合員で負担していただくことになり、多額の経費も要することになるかというふうに考えております。推測によりまして、水道ポンプ場だけで一億五千万円ほど、また石綿管等の入っている地区もございますので、それを変更するとなれば非常に多額の経費が必要となるわけでございます。その点を踏まえまして、今後新たに（仮称）水道事業特別委員会というような組織を立ち上げまして、簡易水道を上水道に編入していくそういった方策を、また御理解を得ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） ただいま、今日までの状況について副町長から御答弁をいただきました。また、町長から、これからの方向についても御答弁いただきました。

条例には、養老町簡易水道施設整備基金条例というのがありまして、これは四十六年十二月に発効されております。この中で、今熊谷は大垣信用金庫養老支店に基金を集めよ、西部簡易水道は大垣共立銀行養老支店に預けよという形で明記されておるわけ

すが、先ほどの確認ですが、基金として簡易水道であるのは西部簡易水道の基金も含まれておるといふことの解釈でよろしいか、それを一つ。

それから、いま一つありましたように、これは議員の皆さんもよく御存じでございますけれども、簡易水道の決算書を私も見せておつていただきますが、ただいまいろんな形で副町長のほうから御返事ございまして、未納件数の表示も不納欠損額の表示のみであり、十九年度からどういった形で不納欠損があるのかという表示もされておりません。

いま一つは、そういう中から有収率がどれだけであるか。もう一つは、メーターの検針員は何名配置されておるのか。そうした中で、先ほどありましたように、集金は二百十一戸、あとは納付支払いで皆さん納めておつていただきますという形でございますが、そうしたことが非常に公務的に私は不自然さが目立つと存じます。

そういう中へのとらえとして、先ほど言いましたように養老町簡易水道事業給水条例とあるわけでございますが、そういう中の説明には、職員が訪問してお願いに参つておるといふことでございます。しかし、今私も初めて聞きましたが、十九年度三百六十六件、二十年度四百六十六件、それから五百五十五件、六百七十九件、八百三十五件というような水道料金の未納の件数があるというところを今お伝えをしていただいたわけでございますが、そうした皆さん方にどういう形で進めていかれようとしているのか、その点について一つの公務として私は給水条例支払いの義務、二十三条には書いてあるわけでございます。

もう一つは、管理者がお見えになりましたら、その方の御助言をいただいで徴収に回るといふ、これが管理者の姿勢だと存じま

す。その点についてお聞きをしたいと存じます。

今日までいろんな形での御努力は認めるわけですが、その点だけ御確認をしたいと存じます。お願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私のほうからは滞納に対する対処の問題についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

これは、どんな税にしろ使用料にしろ、私も申し上げておりますように、公平・公正を期するという意味から、決算の内容についてももう一度精査し、より明確にしていくようにしたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 岩瀬議員さんの御質問にお答えします。

まず基金であります。西部簡水は、先ほど申されましたように大垣共立に四千七百万、今熊谷水道が大信に約百万ほどあります。

それと、メーターの検針員であります。今五名でやつていただいております。

それと、管理者の関係で、西部簡易水道は年に一回、総会を毎年七月二十日前後に開いておりますので、そのときに組合長にこういう話もしたいと存じます。以上です。

〔十二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 今、町長の答弁の中で、こうした未納に對しては毅然たる態度で進めてまいりますというお言葉でございます。

私は、簡易水道だけやなくして、そのとおりであろうと存じま

す。今、一〇・八%の区域が養老町の簡易水道の中に入っていないというような報告を受けておりますが、一〇・八%、千六百戸、それから西小倉が入れば大体のものは養老町の水道計画になるわけでございます。あくまで私は地形的に特殊な地域でもないと考えております。やはり特別会計という存続は、いかにすべきかというのを私は皆さんに訴えてまいりたいと存じます。

養老町は一本化の給水の原則、水道使用料は平等であり、納付の義務が基本であるということに私は徹すべきだと感じております。私はこれで質問を終わりますが、一つ肝に銘じましてお願いをしたいと思います。私も十年間にわたりまして基礎調査をしております。どこのだれということは言いませんが、五日市で六件、御所町で三件、馬場町で二件、三神町一件、泉町一件、三年間にわたり水道使用料すべてを私は把握しておりますが、ここでははっきり言いません。

しかし、大事なことは、今言いましたように、そうしたことに對して毅然たる態度をとっていくというのが公務であろうと存じます。公務とは、ここにありますが、給水条例の三十二条に停水処分というのが書いてございます。

この条文を読みますと、すばらしいことが書いてあるわけです。停水処分及び過料というようなことで三十一条に書いてあります。係員の処分の執行を拒み、またはこれを妨害したときは、この処分に徹して停止処分にする。ここまで明文化されておるわけですが、こうした処分の明文を言うということは大変つらいと存じます。これをやるのが公務であろうと存じます。

今日までの公務に對して、私は私で今までのことに對して、今、町長がお話しされたように、あと一つの形で、質問はまた一年後にしますが、それまでに私はお願いしておきたいのは、簡易水道

といえますと今熊谷も入っておったわけですが、六月十一日には入りません。これから一年間、養老町簡易水道特別会計は西部簡易水道のみだと存じます。一つ、今のお話のように、どういう形で不納欠損が生まれておるのか。メーター検針員は五人と、そういう形でいかに払われておるのか。

それからいま一つ、給水の基本でございますが、これは私読み取れてびっくりしておるわけですが、第二ポンプの関係区域の住民の平均の使用量は二十五トンなんです。これは皆さん方も決算書を読んでいただければと存じます。先ほどありましたように、基本料金は十トンまでが千五百七十五円、これにメーター料を付けますと千六百七十円、追加料金は一トンふえますごとに百四十一円でございます。先ほど言いましたように、基本料金は十トンまでが千五百七十五円、それから二十五トンですと十五トン追加でございますが、百四十一円掛ける十五トンですと二千百十五円。この一月に払います料金は、第二ポンプ関係者の平均は三千六百九十円払っているわけです。簡易水道は、基本料金は十五トン八百五十円、追加料金一トンで二十円。同じ二十五トンを使われましたら、十五トンの八百五十円と追加料金は十トンですと二百円、千五十円です。三・五一四倍の料金を払っておる住民が千六百戸ですが、住民は何人おるかわかりませんが、こうした不平等な社会を私は一刻も早く皆さん方に御提示をしながら養老町簡易水道条例に進められ、それが養老町の伸びゆく一つの体系だと信じるわけでございます。

こうしたことを私は提案いたしましたして、一年後、同じような時期に養老町の簡易水道の状態を質問させていただきたい。そういう中で、私は西部簡易水道も上水道企業会計へ導くための上水道経営審議会を早急に開いていただきまして体制を整えるべき、最

後になりましたが、町長の決意を聞きまして、質問を終わりたいと存じます。

○議長（松永民夫君） 町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいま岩瀬議員のおっしゃいますとおり、同じ町民であって同じ公共の水を使用しながら三倍以上の違いがあるということに対する疑問はございます。

ただ、申し上げておりますように、組み込みに対してはやはり地域住民の方々の同意あるいはそこに誘導するものが必要になってきますので、先ほど申しましたように上水道審議会のようなものをつくりまして、そこで誘導するように話し合いをしてみたいというふうに考えております。

○議長（松永民夫君） 以上で、十二番 岩瀬進君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後二時三十分からいたします。傍聴者の皆さんは湯茶の用意がしてございますので御利用ください。

（午後二時十五分 休憩）

（午後二時三十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

次に、七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 議長の発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして、二点質問いたします。

それでは初めに、多芸輪中・牧田川北部内の排水機の維持管理について質問いたします。

本町は海拔ゼロメートルから二メートルの低湿地帯が多く、十

六の排水機場、ポンプ基数四十一基で冠水被害を防止し、農業経営の安定と生活環境の保全に寄与することを目的として、排水機場の維持管理を行っております。その状況は、平生は常時排水で自然排水が主体であります。常に排水機を運転しなければならぬ排水地域もあるのが現状であります。以上の観点から四点左右について伺います。

多くの町民の皆さんは、土地改良組合の運営管理区域内の排水機場の維持管理等は、各土地改良組合員が一反当たり六千円から三千円の賦課金を支払っているという認識が浅いのではないかと思います。国土交通省金草川排水機場は、国営直轄管理であります。その他の十五排水機場は、各地区の土地改良組合が維持管理しております。町内土地改良区の統合問題も踏まえて、今後の排水機場の維持管理についての考えをお伺いします。

二点目ですが、排水機場の維持管理には経費が必要になります。年間の維持管理費は幾らぐらいか、お伺いします。

三点目ですが、二点目の質問と若干重複しますが、排水機も年数が過ぎると修繕費も当然増加します。特に設置場所が大巻、小坪、海津市の駒野新田周辺に六排水機場が集中しており、排水機場の統合についての考えはあるか、お伺いします。

四点目であります。排水機場のほとんどが中部電力の電源によって運転されていますが、災害等により電源が停止した場合の対処方法をお伺いします。

次に、すべての照明をLEDについて質問いたします。

国は、ことしの夏の夏の節電対策のため、家電量販店やメーカーに対して電力消費量の多い白熱電球の販売、生産の自粛を求める方針を固め、電力消費の少ない発光ダイオード、LED照明などへの切りかえを促し、電力需要を減らすねらいであります。

LED電球の消費電力は白熱電球の約二割で、寿命は約四十倍、価格は高いですが、長期的には電力料金が割安になります。

日本エネルギー経済研究所は、現在使用されている白熱電球と蛍光灯をすべてLEDにかえた場合、日本の年間総消費電力量の九％が節減でき、原発十三基分に相当するとの試算を取りまとめております。

以上の観点から、電気料金の節減やCO₂削減などの省エネルギー対策として、本町の公共施設等の照明を積極的にLED照明にすべきだと考えますが、その点についてお伺いします。

三点お伺いします。

まず一点目は、本庁舎を初め本町の公共施設等の電気使用量と料金は幾らか。二点目は、政府の電力量の九％の削減を実行するならば、経費と金額は幾らか、お伺いします。三点目は、その実施時期はいつかをお伺いして、私の一般質問の内容といたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 野村議員の質問に回答をさせていただきます。

まず第一点目の質問でございますが、排水機場の更新に関する今後の対応についてということでございますけれども、現在本町内に設置してある農業用排水機場は十六カ所であり、昭和三十年から五十年代に設置された排水機場が多く、排水機の耐用年数を三十年とした場合、耐用年数を経過している機場が七カ所ございます。今日まで老朽化している排水機場につきましては、順次湛水防除事業などにより更新してまいりましたが、同時期に多くの機場のポンプの更新またはオーバーホールが必要な時期となります。

岐阜県は、平成二十二年度から二十三年度にかけて農業水利施

設の長寿命化を図る観点から、排水機場を含めた農業水利施設の調査事業が実施されたところであります。本町内の排水機場におきましては、平成二十二年度に六カ所、二十三年度には二カ所の排水機場において排水機の機能診断が実施され、五つの機場——これは五三大野、旧大巻、旧色目川、高田・烏江、瑞穂でございますけれども——については、農業水利施設保全対策事業——これは通称ストマネと呼ばれておりますけれども——による対応が望ましいとの診断結果でありました。今回の機能診断結果を受け、今後の排水機場の整備における基本的な考え方として、国が示している農業用施設機械設備のストックマネジメントマニュアルにより、特に劣化している機場は湛水防除事業で対応することとし、その他の機場については農業水利施設保全対策事業により対応していきたいと考えております。

次に、二点目の御質問の排水機場の運営管理についてでございますが、農業用排水機は農地、農業用施設の湛水被害の防止を目的に設置されたものであり、本町では土地改良事業によって造成された施設につきましては、関連する土地改良区との間で土地改良財産の管理委託協定を締結し、施設の維持管理を委託しているところであります。今後の運営管理につきましては、現時点では従来どおり土地改良区による維持管理を継続していきたいと考えておりますが、できるだけ土地改良区の負担軽減を図れるよう支援策を検討するとともに、新たな管理方法についても研究してまいります。

次に、三点目の御質問の揚排水機管理手当てその他の修繕費を含めた維持管理費についてでございますが、現在本町では施設の維持管理に要する経費として、排水機の保守点検費用や排水機の運転に係る人件費に対する一部助成を行うとともに、電気料など

の費用を助成しているところでございますけれども、今後、各土地改良区の費用負担や賦課金などを調査し、適切な維持管理のあり方について検討をしてみたいと思います。

次に、四点目の御質問であります自家発電機を有している機場についてでありますけれども、農業用排水機場の自家発電は現在五つの機場、高田烏江、高田、色目川、旧六ヶ村、瑞穂に設置されておりまして、これは機場内の予備発電設備であり、排水ポンプの稼働ができるだけの発電能力はございません。現在、湛水防除事業などの実施により、費用対効果や導入に係る経費等を踏まえ、ほとんどの農業用排水機場にはポンプを稼働させる自家発電設備は設置されていない状況であります。また、県内の一部の排水機場にはエンジン式の排水機場もありますが、メンテナンスなどの観点から、ほとんどの機場がモーター式を採用しております。

停電時における対応につきましては、停電してもほとんどが短時間で復旧している現状や、中部電力が人命にかかわる施設や公共施設を優先して送電する考えであることなどを踏まえ、現在の機場に自家発電設備を設置するに当たっては、新たな建屋の増設も必要となり、多くの経費を要することとなりますので、慎重に検討していかねばならないと考えております。

次に、二点目の庁舎を初め、すべての公共施設の電気使用量、料金はというところでございますけれども、平成二十三年度の電気使用量及び料金につきましては、本庁舎及び消防署等の合計が六十一万三千三百八十五キロワットで一千二百五十三万八千八百八十円。保育園、幼稚園、小・中学校の合計が百八十一万一千五百二十一キロワットで四千三百九十五万五千六百二十円。中央公民館ほか各地区公民館及び各自治会館の合計が五十七万一千七百三十四

キロワットで一千六百五十七万七千九百十二円。社会体育施設及び社会教育施設の合計が九十万三千二百二十キロワット、二千三百四十五万六千四百円。水道施設関係が三百五十六万一千五百四キロワット、四千五百二十九万三千五百十三円。食肉事業センター、清華苑ほかその他の施設の合計が百七十七万八千九百六十三キロワット、三千五百六十八万一千七十六円であります。把握している公共施設全体の電気使用量の合計が九百二十三万七千四百九キロワットで、料金の総額は一億七千七百五十万二千二百二十三円でございます。なお、街路灯については含まれておりませんが、おおむね一千百六十三万円ほどと把握しております。

本町での経費と削減金額はという御質問でございますけれども、照明器具には蛍光灯や白熱電球、また大きさや消費電力の違いなど、さまざまな種類がありますので、それぞれ一基ずつ調査しないと、LEDライトに変更した場合の正確な経費を算出することは困難でございます。現在把握している各公共施設の照明器具の数については、役場本庁及び養老消防署の照明器具が千百九十四カ所、電灯・電球が千九百九十三個、各保育園、幼稚園、小・中学校の照明器具の合計数が五千五十八カ所で、電灯・電球数が八千十七個、公民館ほか各施設の照明器具の合計が二千九百七十七カ所で、電灯・電球数が三千九百五十二個、その他町内の公共施設の照明器具の合計数がおよそ二千六百余カ所で、電灯・電球数がおよそ四千二百個になり、町全体の公共施設の照明器具の数はおおよそ一万一千八百百余カ所で、電灯・電球の数はおおよそ一万八千二百個になります。

例えばLED蛍光灯を導入する際には、今の蛍光灯に附属している安定器が不要になりますので、配線の変更工事が必要になってまいります。仮に役場庁舎内の天井直づけの蛍光灯一基をLED

D蛍光灯に変更しますと、照明器具プラス工事費で三万五千円から三万七千円の経費がかかってまいります。

さきに述べましたように、各施設にはさまざまな電灯・電球を使用しておりますけれども、LEDライトの一個当たりの単価がまだまだ高価ですので、すべてのライトの交換には多額の経費が必要になります。なお、削減金額につきましても、町内の公共施設全体の電気料金は先ほど申し上げたとおり把握できませんけれども、照明のみの電気料金の把握はできませんので、現在の白熱電球をLED電球にかえることで生ずる正確な削減金額を算出することは現状では困難でございます。

また、実施時期ということでございますけれども、町内の公共施設の照明器具を一斉にLED電球に交換することは、経費的にも多額の経費を要することから困難であり、費用対効果等を検討しながらLED電球への変換を進めていきたいと考えます。ただ、一日の点灯時間の長い事務所等の照明器具については、取りかえ経費が高くても大幅に電気代が節約できることで、早い時期にコストが逆転するため、現在の照明器具の寿命が切れた時点での交換を今後進めてまいります。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 洪水には、大雨などによって河川の流量が増加し発生する外水はんらんと、降雨をスムーズに排水できずに発生する内水はんらんがあり、その両方に排水機は非常に威力を発揮します。

特に、昭和三十四年の集中豪雨と伊勢湾台風による洪水の被害がより甚大になったのは、排水機そのものが冠水し、修理そのものに二カ月以上もかかったというのも一つの要因と聞いておりま

す。特に最近の異常気象によるゲリラ豪雨もあり、排水能力を超えた場合、また排水機が用水の水面下につけられておりますので、地震等による建物のひび割れ、クラックにより、排水機自体の浸水対策も必要になってきます。排水機の機能部分の更新は、先ほど言われましたが、適正化事業等で部品の故障等は全額町で負担していただいております。

二点目の再質問として、今現在、十六排水機場の地震による建物の倒壊等はないと思いますが、クラック等による排水機場への浸水は十分に考えられますので、耐震診断は行われているか、お伺いします。

次に、LEDの再質問でございますが、今回、初めて本町の電気料金が一億七千万というところで、非常に大きな経費を使っていることがよくわかりました。その中でオフィス、すべての電気料金はすべてが照明じゃなくて、照明は全体の四〇%、あとの二五%はコンセント、残りの部分は空調関係で大体割り振られるというところでございます。そこで、先ほど言われました一億七千五百万の四〇%を掛けますと、大体七千万ぐらいが照明に使っておるというところで、蛍光灯と白熱電球も含めましてすべてかえれば電気料金は半額になるということは、七千万が三千万五百万になるといところで、先ほどの答弁の中で費用対効果がどうかというところを、先ほどの答弁の中で蛍光灯をかえると大体三万円から三万七千円という答弁をいただいたんですが、私の調査したところは、蛍光灯を一本かえるのに、安定器等の取りかえも含めて大体一万円前後できるといふふうに、私の市場調査では出ております。

ここで一つ提案がございまして、仮称でございますが、今度は公共じゃなくて家庭の皆さんへの支援制度というところで、（仮

称) 養老町家庭用LED照明購入支援制度というのを設けていた
だきまして、本町内でLEDの照明を五千円以上、これは仮です
けれども、購入した場合、養老町商工会が発行する地域商品券を
金額によって千円、二千円、三千円という補助を出すことによ
つて、LEDの認識をしていただければ、より一層進めていただ
くには、そのような支援制度を設けていただければいいかなとい
ふふうに思っております。

ちなみに、白熱電球六十ワットの一個の電球を一日十時間点
灯した場合、中部電力の電気料金は一キロワット二十二円五十四
銭でございますから、三百六十五日と計算すると大体四千八百三
十六円ですね。一個のLEDの電球ですと大体千五百八十円で、
ルーメンという単位らしいんですけども、その差は三千七百七十
八円になるということですね。今現在のLEDの市場価格は幾らか
というのと、六十ワット当たり大体二千円を切る千八百円前後で
買えるわけでございます。

ですから、例えば一年で三個をかえたら、経費も含めまして大
体一年間に八千円という電気料が机上では安くなるわけですね。
それが支援制度により、全部の一万灯をかえたのならば一年間で
千六百万円、五年間で幾らだというふうになると四億円。たかが
白熱電球を三個かえただけで五年間で四億円もの省エネ対策とか
電気料金の削減というふうになりますもんで、これは一つの例で
ありまして、公共施設ももう一度精査していただきまして、費用
対効果は十分にありますもんで、そこら辺のところをお伺いして、
再質問いたします。

○議長(松永民夫君) 大橋町長、答弁。

○町長(大橋 孝君) 再質問、一番目の耐震診断をしているか
ということですが、町としての耐震診断はしているわけ

はございませんけれども、ストマネの関係で県のほうで把握して
いるかというふうに思います。その点は、また後日、御返事をさ
せていただきたいというふうに思います。

それから、LEDに対する補助制度というふうにとらせていた
だいていいかと思えますけれども、もちろんそういった経費の削
減は十分あるかというふうにも思えますけれども、ある種、節
電の認識を持っていただくという意味においては大きな効果があ
るのかも思いますが、国もLEDに誘導するといったような施
策も示しておりますので、そういった国の施策等出てくることも
考えられます。もう一度、さまざまな観点からの程度の節電が
できるのか、精査した上において、検討をさせていただきたいと
思います。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長(松永民夫君) 七番 野村永一君。

○七番(野村永一君) 最後の質問になりますが、まず排水機は、
先ほど言いましたように、非常に大事であるというところで、先
ほどの答弁の中で農業用の排水機は農林水産省の管轄というこ
ろで、養老町にあります一カ所、国土交通省の金草川排水機場は
国土交通省が直接管理していただいております排水機場でありまして、
木曾川上流河川が管理しておる国土交通省はたしか十八基あると
思うんですが、その中の一つであります。国土交通省の管理して
いる排水機場は、すべて国が管理していただけるということでは
ね。ですから、管理人さん、電気代は当然ディーゼルエンジンの
A重油からすべてというところですね。

そこら辺を私自身いろいろ思っているわけで、先ほどの集約の
中の話で、大巻小坪に、これは私の思いでもあるし、提案でもあ
りますが、あそこに国土交通省管理の排水機場を少なくとも2基、

それから中流の、金草川には今現在ついていませんので、あと牧田川北部というか西部、そちらのほうは杭瀬川と小畑川のところに樋門がありますけれども、あそこに一つをつければ養老町の洪水に対する安全・安心は万全と思いますもんで、これは農林水産省のテリトリーだなというところではなくて、方向的に国土交通省で一元的にこの養老町の治水に対する安全・安心のためにも、今後とも積極的にそちらのほうの要望をいただければいいかと思えますので、それは思いでもあるし、要望でございますので、町長の御意見をお聞きします。

それから本町の平成二十二年度に策定されました地球温暖化政策対策の実行計画というのがございまして、そのCO₂の削減というのは一番大きなウェートを占めておるのは電気料でございます。その電気料を削減にするに当たっても、その対策そのものはLEDに取りかえるというふうな項目がございまして、そちらのほうも今の国土交通省の排水機場と地球温暖化対策の実行計画が今どこまで進んでおるかというところを質問いたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えいたしたいと思います。

まず一点目の小畑川の排水機場については、毎年国交省に要望をしているところでございます。また、東部方面、小坪等の国土交通省の排水機の設置というふうに解釈してよろしいんでしょうか、それについても昨年度から木曾川下流、上流ともに交流を持ちまして、その辺のところについても要望をしているわけでございますけれども、なかなか難しい問題でございます。理想としては私どもも持っておりますので、そういった面で機会をとらえて、その都度要望をしまいたいというふうに思っております。

それから、CO₂削減に対する取り組みについては、担当の課

長のほうから説明をさせたいと思えますので、お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 高木生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君） ただいまの野村議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、養老町の地球温暖化対策実行計画によります養老町内の事務及び事業からのCO₂の排出量ですけれども、基準年の平成十七年度に対し、平成二十六年には五%削減することになっております。これに対しまして、平成二十二年度の実績が出ておりますが、平成十七年度に比しまして一・三%の減となっております。数字的に申しますと、平成十七年度が六百六十九万三千六百三十三キロのCO₂の量に対して、平成二十二年は五百九十三万六千七百四十キロということになっておりまして、実行計画にあります五%を大幅に超える削減となっております。以上でございます。

○七番（野村永一君） これにて一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） 以上で、七番 野村永一君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき二点で、町長、教育長の見解を求めます。

まず最初に、これまでも再三再四取り上げてまいりました改良住宅について伺います。

さきの三月定例議会において、町長施政方針やこれまでの質問で、四月から取り上げてきたことが答弁どおり先送りせず実行されたことをこの六月議会で確認します。一つは、建設部建設課に

改良住宅対策室が新設され、二名の正規職員が配置されたことです。一つは、改良住宅特別委員会の構成の中に弁護士、地域の方々の代表などが加わり、また設置要綱の中に同和県民会議、解放同盟、自由同和会などの運動団体が必要であると委員会が認めるとき出席を求め、説明または意見を聞くことができるとうたった要綱案が策定されていることです。近々に招集されるであろう新しい形での第七回改良住宅特別委員会の議論が問題解決に大きく前進することを願ってやみません。

ここで質問に入る前に、五月二十三日に同和県民会議が大垣市総合福祉会館で開催した小学習会の講師で、二〇〇八年まで東大阪市の職員で、現在は東大阪市民権文化部参事の古川康彦さんからお手紙をいただき、その内容の一部を紹介させていただきます。

東大阪市の改良住宅千五百七十四戸、同和向け公営住宅七百十二戸、合わせて二千二百八十六戸の住宅を有し、適正管理に向けて本格的にスタートした二〇〇〇年（平成十二年）当時は、三カ月以上の家賃の滞納が全戸数の四八％で、不正入居実態も深刻でしたが、二〇〇八年までには事実上是正されたとのことでした。

このような中で、まさしく改良住宅の問題解決に公務員人生を駆け奮闘されたのが講師の古川康彦さんでした。幸いに、この学習会には養老町民の方、議会からも町長を初め職員の方も参加され、一つの教科書として参考になることがそれぞれの立場で多々あったように思います。

それでは、手紙を読ませていただきます。

先日は、お招きいただき、ありがとうございました。割愛しますが、大橋町長は、真っ白の状態から出発とみずからもおっしゃっていました。地方自治法、公務員法など関連法に依拠し、社会通念に沿って臨まれるならば

ず解決できます。町長にその御意志があたりであれば、町民の立場で問題解決のために協力する用意がありますので、機会を見てお伝えくださいということでしたので、この議会で町長にお伝えたいと思います。

前段が長くなってしまいました。三点で質問をいたします。

一点目は、東大阪市の改良住宅の適正管理を地対財特法の失効の二〇〇二年（平成十四年）を目標に取り組みました。養老町では、その年次計画の提起がこれまで、できるだけ早くとか、早い時期にとという議会答弁で終わってききました。このことが問題解決をおくらせている一つの要因であると考えます。大橋町長の最終年度を明示した形での年次計画の策定についての見解を求めます。

二点目は、新公営住宅法が二〇〇一年から同和向け公営住宅にも適用されました。このことは、契約者の収入申告が家賃の前提となるとともに、滞納のある者は名義変更、同居、継承などを認めません。法が失効し十年たち、建設当時から一度も家賃が上がらないことは、町民の間に不公平感が生まれ続くものです。このことは、「公平な町政をつくる」の政治信念を貫かれる大橋町長の信念と相反するとともに、そのことに期待し、一票を投じられた町民の期待を失墜し、だれが町長になっても同じとの政治不信を助長すると考えます。昭和五十年代前後に建てられた住宅は、維持管理に多額の税金を投入してきましたが、それでも老朽化は否めませんが、当町も新公営住宅法に移行するとともに、改良住宅条例の廃止及び来年度からこの家賃改正への見解を伺いたいと思います。

三点目は、三月議会では公営住宅法、町改良住宅管理条例、住宅地区改良法を根拠に不正入居の違法性を正し、町に法や条例を

履行するよう求めてきました。今議会では、又貸しによる不当な利益を得ている契約者に法に基づいた厳正な対応を求めるべきと考えるものです。具体的には、三月議会でパネルで提示した事例は、建物賃借契約書で四千円のところを二万円取り、実質月一万五千七百円もの収入を、平成十二年一月から平成二十三年十一月までの、敷金十万円も含め二百三十四万五千円を契約者は得ました。これは又借り者に返すべきです。このことに対する町長の見解を求めます。

四点目は、払い下げにしても家賃の適正化にしても、この機会に改良住宅の駐車場問題を含めた地域における新しいまちづくり議論をすることを提案したいと思います。

二点目は教育行政について、三点で伺います。

一点目は、新年度から全国的に通学路における悲惨な事故が連発しています。指定通学路を登校・下校している児童・生徒の列に無謀な運転者が引き起こす事故が多いのですが、通学路の安全確保は何よりも優先させなければいけない課題だと考えるものです。そこで、養老町において、通学路における昨年から今日までの事件や事故数を伺います。

二点目は、通学路の安全確保に対し、ハード・ソフト面からの取り組み実績と現状課題を伺います。

三点目は、郷土色、バランス食、簡単レシピ、おやじの料理、子供クッキング、地産地消が叫ばれ見直されています。また、町民運動会、公民館祭り、地区夏祭りなど地域行事も養老町は活発に展開されていると考えます。しかし、地区においては調理する場所に格差があることを教育長は御存じでしょうか。

例えば私の住む地区では、中央公民館の調理室まで行かなければなりません。最低四百食を提供するためには、交通時間も念頭

に入れながらの大変な忙しさです。新しい調理室を公民館につくってほしいとは言える時代ではないので、せめて小学校の調理室を地域に開放してほしいという女性団体の願いに教育長はどう答えられますか、見解を伺います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の四点の質問についてお答えを申し上げます。

まず第一点目、どのような年次計画を掲げますかという質問でございませぬ。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、通称地対財特法が平成十四年三月をもって失効し、一般対策へと移行したわけでありますが、改良住宅の管理につきましては家賃の応能応益方式への切りかえや、承継基準の明確化、転貸し——又貸しでございませぬ——対応の基準化等が必要であり、現在対策室にて基本計画の策定に向け進んでいるところであります。その策定業務につきましては、要綱、基準の素案を担当課において策定し、拡充された改良住宅特別委員会において内容の協議を行い、地元の改良住宅対策委員会の協力をいただきながら改良住宅の適正管理に取り組んでまいりたいと存じます。

年次計画につきましては、改良住宅特別委員会の中でお示ししてまいりたいと考えておりますが、滞納、それから転貸しの問題につきましても、特別委員会御意見を伺った上で、該当者に対し内容証明郵便等による催告、明け渡し請求を行ってまいります。二点目の家賃改正への見解ということでございます。改良住宅の家賃につきましては、応能・応益家賃への移行を国も誘導しており、本町においても検討しているところでございます。その策定につきましては、公営住宅法に基づくのか、住宅地区改良法に

基づくかの協議や、家賃の減免、免除等の実施の協議、激変緩和措置の採択の協議等が必要であり、担当課で策定した素案をもとに改良住宅特別委員会において協議を進めてまいりたいと考えております。

改良住宅管理条例につきましては、これら基準の確定が行われた段階で見直しをいたします。

三点目の又貸しにより不正な利益を得ている契約者に法に基づいた厳正な対応をとるという問題でございます。

転貸しについては、改良住宅入居覚書の中に明け渡し請求を受けることになると記載されており、改良住宅特別委員会において対応基準の一元化を図り、明け渡し請求など対処していかねばならないと考えております。特別委員会の委員に弁護士さんもおられますので、法的な対応について御意見を伺ってまいりたいと存じます。

また、転貸し者、いわゆる又貸しをされている方に対して対応していないかった反省を踏まえ、最初の質問に回答を示したように、改良住宅特別委員会での御意見を伺った上で、該当者に対し、内容証明郵便等による明け渡し請求を行っていくことから始めてまいります。

転借り者への払い戻しにつきましては、転借り者はその住宅が町営住宅であることを認識した上で又貸しを受けていると思われるので、払い戻しを受けることについて町はかかわれないものと考えております。

四点目の、駐車場問題等も含めたまちづくり提案ということでございますけれども、駐車場につきましては敷地面積が狭く、近隣の町有地で車庫証明を発行している住宅もあり、路上駐車等の問題も発生していると思われまますので、用途廃止、払い下げでござ

います。が、計画を策定していく場合は、返還を受けた住宅の取り壊しや住宅の入れかえ等を考慮して、余剰地の駐車場整備を含めた計画を進めていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 教育行政に関する質問にお答えいたします。

まず一点目でございますが、通学路における昨年から今日までの事件・事故数についてのお尋ねですが、現在、教育委員会ですれまでに報告を受けましたものでございますが、通学路における事件、これは全部不審な声かけです。これが平成二十三年度が五件、それからことしに入りまして既に三件発生しております。事故については、これはいずれも交通事故でございます。平成二十三年度が四件、今年度に入りまして四件、合計八件で、幸い大けがには至っておりませんが、特にことしは多くなったということで、この間も校長会で注意を呼びかけたところでございます。その内訳でございますが、登校中が三件、下校中が五件、小・中別では小学校が二件、中学校が六件、この中学校の六件は六件とも自転車通学の生徒による事故でございます。

二つ目の、通学路の安全確保に対するハード・ソフト面からの取り組みの実績と現状でございますが、これにつきましては建設課において一般の道路改良工事と同様に地区からの要望を受け、順次施行をしております。近年の実績でございますが、池辺地区の交差点改良工事、高田地区の転落防止さく設置、多芸東部地区の交差点カラー舗装等、維持管理的なものについては、いずれも要望を受けて対応をいたしました。本年度は、かねてから池辺地区から通学路に歩道の整備をとる要望を受けていた件につきま

して、昨年度用地買収が終わりましたので、今年度工事の発注をしたいというふうに考えております。飯田地区からは、通学路整備として道路舗装の要望がありますので、調査の上、検討してまいりたいと思っております。そのほか、子供たちの通学路が暗いという御意見がございましたので、御承知のように平成二十二年、二十三年度と防犯灯の設置を行い、また安全看板の設置及び修繕を行いました。

ソフト面の取り組みでございますが、まず一つ目に、安全な通学路を確保するために教職員及びPTA評議員において危険箇所、要注意箇所を調査、確認したものと、子ども一〇番の家など緊急避難場所について安全マップ等を作成し、家庭や自治会等の情報共有も含めて周知を図っております。二点目に、小学校の集団登下校につきましては、教職員による、より一層の安全指導やシルーバー警備隊、保護者による見守りを行っていただいております。三点目に、下校時刻が緊急な用件で変更する場合などがよくございますが、これについてはすぐメールを活用して周知しております。四点目に、その他、地域との連携や、警察、安全協会との連携による交通安全教室の開催しております。五点目に、小学校では自転車の安全講習を行っております、昨年は上多度小学校、本年度は池辺小学校で行うことしております。

それから防犯面におきましては、かねてより防犯ブザーを毎年小学校新入学時に配付しまして、その携帯を義務化しております。これらのほかに、日常の学校生活の中で、あるいは地区懇談会等行事による園児・児童・生徒及び保護者への安全指導を適時行っております。

なお、今年度は先ほどおっしゃいました集団登校中の悲惨な事故が相次いだことを受けまして、学校から緊急に提出を受けまし

た危険箇所について、警察の協力を得て現場の確認を行っております。

今後の課題としましては、子供たちにつきましてはさまざまな機会を通して交通安全の指導を行っておりますけれども、通学ルールを守っていても交通事故に遭う可能性があることも理解させたいというふうに考えております。

それと同時に、今年度から県の教育委員会、岐阜県警からの指示もありまして、アイコンタクトの習慣化を指導しております。アイコンタクトと申しますのは、要するに子供たちが運転者と目を合わせるまでしっかりと見なさいと。運転手がこちらを見たら、まず安全は確保されたということですよという指導を強化しております。また、習慣的にそれができるように願っております。また、自治会、関係機関、団体などの協力を得て、登下校時の交通安全やドライバーに対する注意喚起等を行うなど、地域ぐるみの交通安全を展開していくことが大切であると考えております。

通学道路の整備上の問題点としましては、関係者の用地協力、あるいは工事予算の確保など、課題をクリアしなければならぬことも多く、大変困難な場合も予想されておりますが、非常に重要な問題でございますので、精いっぱい努力をしまいたいというふうに考えております。

それから三点目の調理室の地域開放の問題でございますが、おっしゃるように、町内の公民館、自治会館などの調理室の設置状況は悪いわけでございます。本当に御迷惑をおかけしております。この学校の調理室でございますが、給食用の調理室は、御承知のように保健衛生上、特別な検査を経て、許可を得られた者以外は入室できませんので、この場では家庭科用の調理室についてお答えをさせていただきます。

学校施設というのは、もともと政令で、学校が学校教育を目的に使用する場合を除くほか使用してはならないと基本的には決められておるわけですが、それぞれの規定に基づいて使用する場合には認められることになっております。

今回の調理室にしましては、養老町立小学校及び中学校施設の使用に関する規則に定めがございまして、これから申します使用制限に触れない限り使用することができるといふふうになっております。その要件と申しますのは、これは非常に常識的なものでございますが、まず一つ目に、学校教育上支障があると認めるとき、それから二つ目に、営利を目的とするもの、またはこれに類するものと認めるとき、三つ目に、公安、風俗その他公共の福祉に反すると認めるとき、四つ目に、建物、または附属設備もしくは備品を損傷し、または滅失するおそれがあると認めるとき、五つ目に、学校管理上支障があると認めるとき、六つ目に、その他協議委員会が適当でないと認めるときといふふうになっておりますので、先ほどおっしゃいました要件のようなものであれば、やはり休み中のことだろうといふふうに思いますので、申し出ていただきまして、学校でいろいろ検討して、許可できるものは許可していくと、そういう方向で考えていきたいといふふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をお願いいたします。

一点目の改良住宅については、ほとんど答弁が返ってこなかったと考えております。町長は、又借り者への過度の金額、町はかわれないので、それは問題外ですよというような答弁に聞き取れましたけれども、この改良住宅は国民、県民、町民の血税で建

てられて、年間多額で維持管理をされています。そういう中で、現実にこういうことが行われているということに対してどう思われるのかということと、それではこの行為は法的にどの法の何条に抵触しているのか、全く抵触していないのか、その点の答弁をいただきたいというふうに思います。

先ほども、悪質な契約者や滞納者、不正入居者にでしたけれども、毅然とした行政の指導もしていくことでございましたけれども、例えば東大阪が行政訴訟を起こして、随分勝訴を勝ち取って、この裁判をきっかけに随分こういふような問題が解消されたといふふうな報告も受けました。養老町は、そういう町民に対して行政訴訟にも入るといふふうなお考えはお持ちなのか。先ほどの答弁のプラスの分ですけれども、その点についての見解を伺いたいというふうに思います。

それから、駐車場の問題ですけれども、全町内的にも団地内における駐車場の問題は、一時的に子供の成長に合わせて非常に困難で、町道にとめて、結構団地内のトラブルや総会の議題にも上げられているといふふうに聞いておりますけれども、昭和四十六年から昭和五十二年に建設された改良住宅、先ほどお話しされましたように、駐車スペースがありませんし、車庫証明も普通車などは、例えば昭和四十六年の滝見町住宅なんかはどのようにとられていたのか、ちょっと首をかしげるんですけれども、行政として正規の契約者で駐車場が何台確保が必要なのかというところ、これは、資料として、子供の成長とかいふような自然減なんかで状況はありますけれども、概算でそういうふうなところは調査されたのかどうか。それは住宅内の、これから新しいまちづくりをつくっていくというときの一つの大きな柱になると思いますので、そういう点では、行政としてこれまでこの駐車場に対してどのよ

うに対応してきたのか、伺いたいというふうに思います。

それから、三月議会でお示しをした事例ですけれども、その後、入居者はどうなっているのか、どう把握しているのかについて再質問をさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私のほうで答えさせていただくものとしたしまして、最初の三点目の質問に対しての転貸し人、転借り人の問題だと解釈してよろしいんでしょうか。

その問題でございますけれども、不法な行為に基づいての法律上の原因のないということにおける、いわゆる不当利得条項には当たると思いますが、それは転貸し人、転借り人の間の問題であるというふうに解釈されるものだと思います。そこで、私も行政側といたしまして、正当な家賃の未納であれば、そこには違法行為が発生をいたしますけれども、行政としてかかわれないというふうな返答をさせていただきました。

あとの駐車場、まちづくりについては、担当のほうから説明させていただきます。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の駐車場の関係の御質問についてお答えいたします。

改良住宅の建設ということは、先ほども言いましたように改良住宅の法律に基づいて住宅を整備してまいりました。そのとき、今からですと大分年数もたっておりますし、その条項の中では、今と車社会の状況も違うということもございますが、当初から駐車場整備ということは要綱の中には入っていないかと思っております。そうやって事業を進めた中で、実際に住宅にお住みになっていらっしゃる方から何とか駐車場もということで、滝見町においては集会所を

使ったりなんかするように対応をしてきました。

ただ、議員さんがおっしゃるように、これから駐車場が新たにできないかということになりますと、普通の公営住宅の場合は最低一つぐらいのような基準で駐車場の整備を、最近はそのようなふうにしておると思います。

ですが、料金の発生がしますので、まず一つ、改良住宅のままではこのまま駐車場を増設することはちょっと困難だと思います。

次に、これから改良住宅を明け渡しとかそういうふうで敷地的に余裕ができて、それから今の改良住宅の今後のあり方なんですけど、例えば公営住宅並みに移行していくのか、それとも改良住宅として残すべきものがあるのかということも検討しながら、敷地的に余裕があった場合に、おっしゃったように駐車場の整備等も検討していくことになると思います。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 御質問の中で、行政訴訟についてはどうなのかということなんですが、これは先ほどの特別委員会のほうに弁護士の方も入っていたいております。こちらのほうも考えていきたいと、事務局のほうでは思っております。

ただ、訴訟といいますと大変金額がかかります。また、住民の方に対して訴訟ということになりますので、その辺のところも考慮しなければいけない。何が何でも全部訴訟すると、これは絶対にできないことだと思います。その辺のところを特別委員会のメンバーの方に御相談していきたいということでございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 所得税法の第二百二十条には、確定所得申告という規定がうたわれております。また、民法上の不当利益の返還義務ということで、第七百三条ですが、法律上の原因なく他人の財産または労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（「受益者」という）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負うというふうなことで、町長は町政としてかわられないと言われましたけれども、大切な町民がこういうふうな法に抵触しているということ、やはりかわられないでは済まないと思うんですね。少なくともこういう法律の根拠で違法していますよと、もし御存じない中で、みんながやっているからというふうな安易な考えでこういう又貸し、又借りをやっていたらつしやる方に対しては、こういう毅然とした法律の根拠もお教えしなくてはいけないと思います。そういうことを本来に強く思うわけでございます。

それから、新公営住宅法の関係ですけれども、随分公営住宅法が改正をされました。この法改正で最も理解しにくかったのが用途廃止です。とりわけ公営住宅法の改正で可能になった耐用年数経過後の住宅の用途廃止あるいは廃棄処分について、従来の法のもとでの指導が余りにも用途廃止のできない、ましてや処分などはもつてのほかという指導もあつたもかかわらず、今回改正された法律では、現場の皆さんには本来に効果と信じられないというのが真相だというふうに思います。

新しい公営住宅制度、建設大臣の定める期間を経過した公営住宅の用途廃止及び新しい公営住宅制度、公営住宅法の処分などの種類、譲渡処分、用途廃止ですけれども、随分緩和されました。また、土地から生まれる利益で住宅困窮者に対する家賃補助の形で独自の政策として取り組むことも可能になり、例えば改良住宅、

今度どんどんどんどん変わっていくと思うんですけども、そのときに民間賃貸住宅を借り上げるような施策の中で、随分補助緩和なんかもされているというふうなことが書いてあります。

改良住宅特別委員会ということをしきりに今議会では言われましたけれども、もちろんその中の議論を尊重し、それが基軸となつて展開していくことは非常に大切だと思うんですけども、例えば又貸し契約者が先ほど言った法に抵触しながら、その事実を町も議会も知りながら何にもしないのは、とても大きな問題であり、差別に手をかしていることだと古川康彦氏は述べられました。

生活弱者には、現行法の中で生活権が最大限保障されなければなりません。また、地域の誇りや伝統、助け合いの精神などを大切にしながら、毅然と解決を図らなければ問題は一步も進まないと思います。改良住宅問題が内包する問題点が住民の自立、意識改革の妨げの起点でもあり、住宅問題と住み続けたいまち、差別を招かないまちの実現は、車の両輪であると思います。これから新しい体制での改良住宅特別委員会の議論がけんけんがくがくで行われていくと思いますけれども、どうぞ町として方向性を誤ることなく、前進できる提案をしていただきたいと思えます。第六回目の資料で、県からの回答に対する町のコメントも、新しい住宅法の改正前のことに対して、町が県に対しての感想でしたので、まだ県はこれらをクリアしないと、養老町さん、話に乗りませんよというふうな対応と聞きましたけれども、それは法改正の中で県自身が改めるべくして養老町に指導を仰ぐような箇所もたくさん見受けられますので、その点は県以上に勉強をしていただいて、こういうふうだからこうだというふうな根拠を持って対応していただきたいというふうに思います。

全体的な町民の血税で言いますと、三田議員が納税の関係で言われましたけれども、納税啓発の意識、収納率の向上、町民の方が本当に善良に税金を完納していただく。一方では、こういう形で使われているということになりますと、激しい憤りがあると思いますし、みんなで正常な形に戻すチャンスは今だというふうに思っております。

それから、教育行政の関係ですけれども、一点だけお聞きして私の質問を終わります。

教育長も先ほどおっしゃいましたけれども、今の子供たちはアイコンタクトをして車の確認をしなければいけないというふうな社会で育っているということを改めて認識したわけですが、児童がみずから判断できる力を育てる、次世代につながる安全教育をしていく、子供を包み込むような安全対策というものの広がりや本当に期待したいというふうに思いますが、例えば町道、県道、国道を見ましても、建設予算がないということなのか、白線ですね、路側線というのが左右とかにあるわけですが、それが消えてしまったり、薄れてしまったりしているところが本当に多く最近見受けられます。聞くところによりますと、新しく舗装のときにつけるくらいで、あとは全然つけないと。先ほど地区から上がってきたときに警察と一緒に対応するだけというふうなことでしたけれども、子供たちの視覚からすれば、あの路側線が車道と歩道を、わずかなスペースですが、意識をしているという姿をよく見かけます。私はこの路側線ですが、早急に全子供の通学路を点検していただいて、せめて優先的に計画的にすべての通学路に路側線をしっかりと入れていただきたい、こういうふう希望するものですが、その答弁を求めたいと思います。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 今の水谷議員さんへの

答弁でございますけれども、路側線等に関しましての予算づけというものは、道路管理でございますので、建設課のほうの予算になります。教育委員会への御指摘といたしましては重々承りますけれども、この件に関しましては建設課と検討しながら進めていきたいと思っております。お願いいたします。

○十三番（水谷久美子君） 終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

一般質問はすべて終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、あす六月二十九日午前九時三十分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後三時四十二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年六月二十八日

議長 松 永 民 夫

議員 中 村 辰 夫

議員 岩 瀬 進